



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2019年11月

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式110,075千円（見込額）の募集及び株式1,553,741千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式252,266千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2019年11月20日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家はその行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

(注) 1. 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

2. 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社global bridge HOLDINGS

東京都墨田区錦糸一丁目2番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 経営方針

● 経営理念 ●

「夢に向かって
成長しつづけよう」

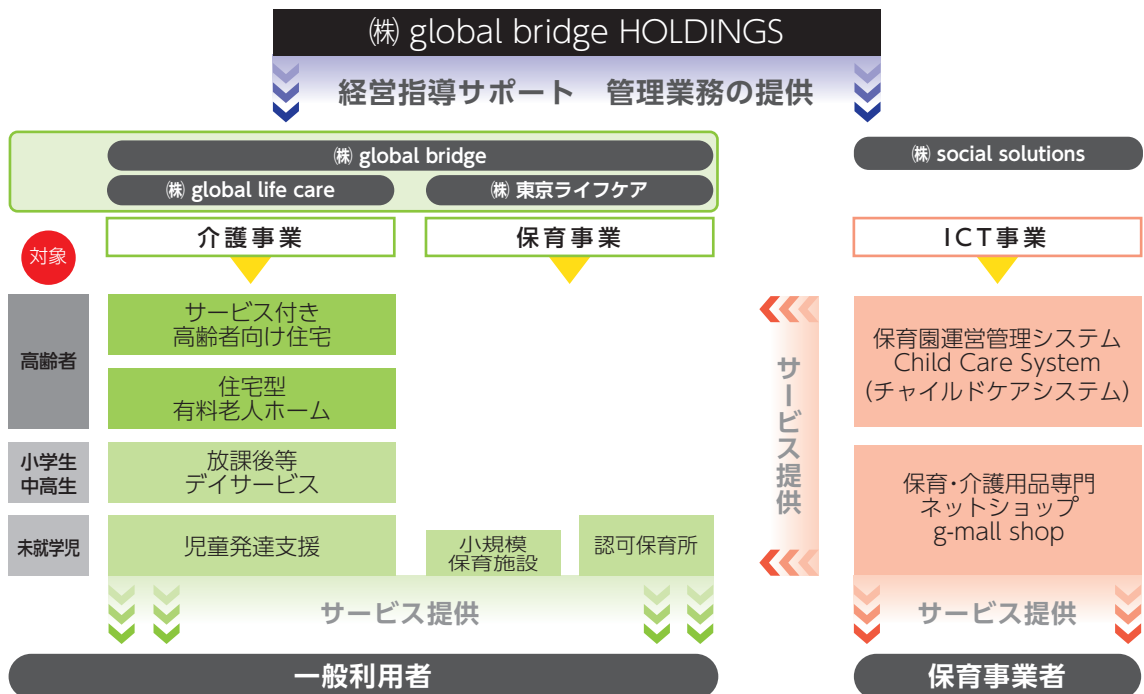


当社グループは、「夢に向かって成長しつづけよう」という経営理念の下、少子高齢化や労働者人口減少などの人口問題の解決を命題として企業活動を推進しております。人々の価値観やニーズがますます多様化する社会に対応するために、保育事業、介護事業及びICT事業を展開し、各事業間のシナジーを最大限に高め、「福祉の総合企業」として社会に貢献し続けてまいります。

2 事業の内容

当社グループ(当社及び当社の子会社)は、持株会社の当社と子会社5社により構成されており、直営保育施設の運営を中心とした「保育事業」、放課後等デイサービス及び老人介護施設の運営を中心とした「介護事業」及び保育園運営管理システムの販売を始めた「ICT事業」を営んでおり、当社グループの事業は、この3つのセグメントとなっております。また、「その他」として不動産の転貸借、研修事業等を行っております。

【事業系統図】



(注) 1. (株)YUANIは、2019年2月7日付で(株)global life careに社名変更しております。

2. なお、一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会において研修事業を営んでおりますが、上記事業系統図への記載を省略しております。

(1) 保育事業

• 保育理念 •

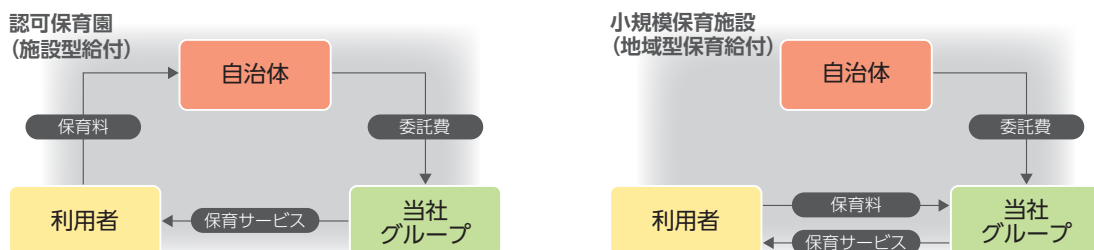
「一人でも多くの子どもが
人間が生まれながらに
持っている素晴らしい力を
育むことに喜びを感じ
笑顔と元気が溢れた園を
創造すること」



当社グループは、「一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ笑顔と元気が溢れた園を創造すること」を保育理念として掲げ、未来を担う子どもたちの育成に努めております。

当社グループは、東京23区、千葉県、大阪市内などで認可保育園等を中心とする保育施設を運営しております。

【事業モデル】



① 認可保育園

児童福祉法に基づいた児童福祉施設であり、面積や保育士等職員の数など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事などに認可された施設をいいます。当社グループは、国及び自治体が負担する施設型給付を受け施設運営を行っております。



② 小規模保育施設

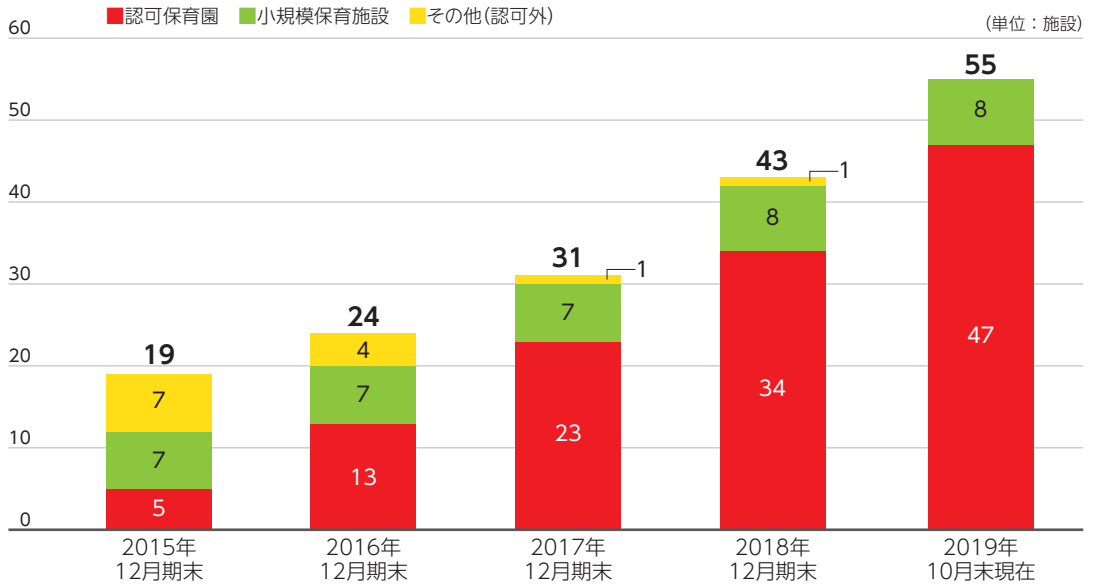
「子ども・子育て支援制度」によって新設された保育施設であり、19名以下の定員かつ0歳から2歳までの子どもを対象とした市町村の認可を受けた施設をいいます。当社グループは、利用者からの保育料徴収及び自治体からの地域型保育給付を受け施設運営を行っております。



③ その他

認証保育施設、事業所内保育施設などの認可保育園等以外の施設の運営を行っております。

【運営施設数の推移】



(2) 介護事業

・ 介護理念 ・

「関わる全てに愛情を持ち
ふれあいと安らぎの家を
創造すること」

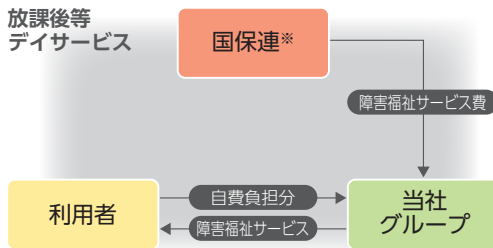


「関わる全てに愛情を持ちふれあいと安らぎの家を創造すること」を介護理念として掲げ、さまざまな世代に対して広く介護サービスを提供しております。具体的には、障がい者を対象とした放課後等デイサービス及び生活介護施設等を運営しております。また、高齢者を対象とした施設として、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームを運営しております。

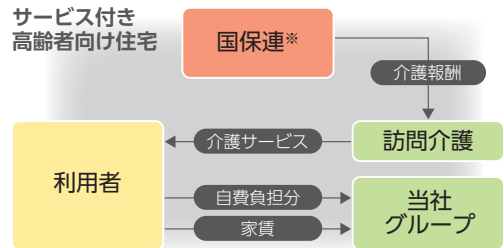
放課後等デイサービスは6歳から18歳、生活介護施設は18歳から64歳、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームは主に65歳以上を対象としており、保育事業と合わせて全年代に福祉サービスを提供しております。

【事業モデル】

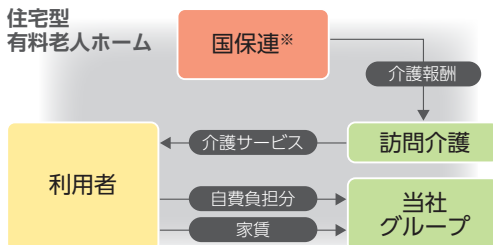
放課後等
デイサービス



サービス付き
高齢者向け住宅



住宅型
有料老人ホーム



※国保連とは国民健康保険団体連合会の通称で、国民健康保険事業を運営するために設置された公法人です。

① 放課後等デイサービス

障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通い、療育・居場所機能を備え、児童が安心して生活・学習できる福祉サービスを提供する施設をいいます。



② サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して居住できる住まいを提供するために、高齢者単身又は高齢者夫婦が安心して生活できる環境を整えた賃貸物件の提供を行うとともに、賃貸物件内において訪問介護等のサービスを提供する施設をいいます。



③ 住宅型有料老人ホーム

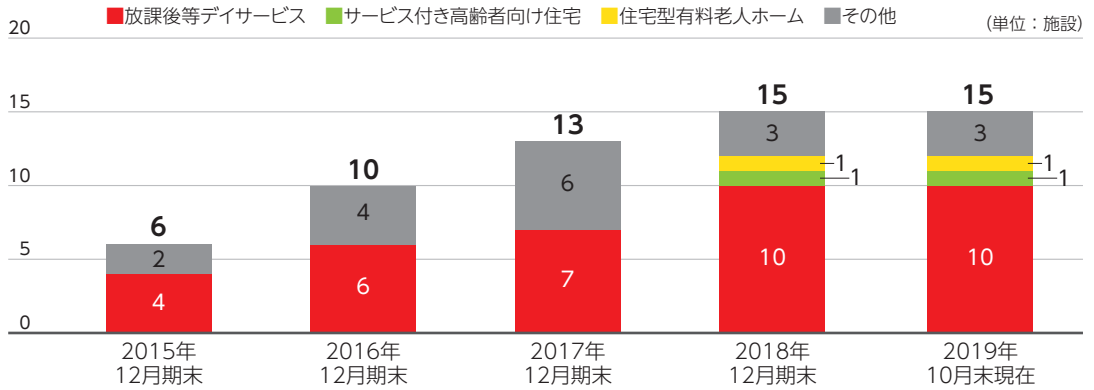
生活支援等のサービスがついた高齢者向けの居住施設。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、老人ホームでの生活を継続することができます。



④ その他

生活介護施設、児童支援施設等を運営しております。

【運営施設数の推移】



(3) ICT事業

当社グループが設立以来培ってきた保育事業経験を活かし、保育施設の業務効率化のために全国の保育事業者を対象としたICTソリューションサービスを提供しております。

保育士の業務において書類作成、人員配置の確認などは大きな負担となっていることから、保育施設運営における事務作業の簡素化のため、2016年2月に厚生労働省により保育施設のICT技術の導入に対する補助金が創設されました。

当社グループは、この課題の解決に取り組んでおり、自らの保育事業の経験を活かし独自開発した「Child Care System」(チャイルドケアシステム)を保育園運営管理システムとしてリリースし、

全国の保育施設にサービス提供を行っております。また保育・介護用品専門のネットショップとして「g-mall shop」を運営しており、備品購入の時間的・金銭的コストの削減を実現させております。

ICTソリューションとして、保育施設の運営における事務業務にかかる時間を削減することで、子ども一人ひとりと関わる時間や個々の発達状況・健康状態の把握とそれに応じた働きかけの時間を増やし、保育の質の向上に貢献しております。



【事業モデル】



(4) その他

その他の事業として、不動産転貸借事業、研修事業等を行っております。

3 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

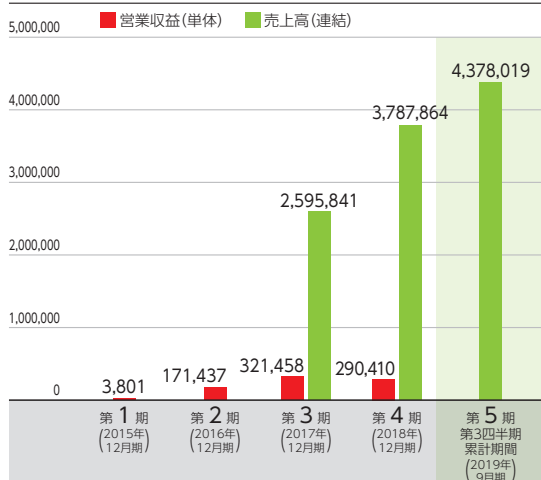
(単位：千円)

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 第3四半期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年9月
(1) 連結経営指標等					
売上高			2,595,841	3,787,864	4,378,019
経常利益又は経常損失(△)			34,656	△329,617	△84,248
親会社株主に帰属する当期(四半期)純損失(△)			△11,651	△382,922	△164,669
包括利益又は四半期包括利益			△11,651	△382,922	△164,669
純資産額			1,095,117	747,584	689,962
総資産額			3,719,204	5,957,893	6,363,679
1株当たり純資産額 (円)			486.35	314.80	-
1株当たり当期(四半期)純損失金額(△) (円)			△5.62	△173.38	△69.28
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)			-	-	-
自己資本比率 (%)			28.9	11.8	10.1
自己資本利益率 (%)			-	-	-
株価収益率 (倍)			-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー			100,754	△30,006	-
投資活動によるキャッシュ・フロー			△891,922	△1,474,622	-
財務活動によるキャッシュ・フロー			730,683	1,806,336	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高			1,124,143	1,425,850	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)			394 (233)	624 (303)	- (-)
(2) 提出会社の経営指標等					
営業収益	3,801	171,437	321,458	290,410	
経常利益又は経常損失(△)	△5,670	△5,503	27,657	△246,090	
当期純利益又は当期純損失(△)	△4,160	△4,075	12,378	△313,624	
資本金	100,000	100,000	105,875	55,875	
発行済株式総数 (株)	2,000,000	2,000,000	2,206,800	2,230,300	
純資産額	1,009,587	1,005,512	1,143,140	864,906	
総資産額	1,225,057	1,035,539	1,243,160	1,932,937	
1株当たり純資産額 (円)	497.92	495.88	508.11	367.40	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△2.08	△2.04	5.97	△142.00	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	5.87	-	
自己資本比率 (%)	81.3	95.8	90.2	42.4	
自己資本利益率 (%)	-	-	1.2	-	
株価収益率 (倍)	-	-	86.7	-	
配当性向 (%)	-	-	-	-	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	3 (2)	13 (4)	18 (8)	38 (8)	

- (注) 1. 売上高及び営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は2015年11月25日に設立されたため、第1期は2015年11月25日から2015年12月31日までの37日間であります。
3. 最近日(2019年9月30日)現在の発行済株式総数は、2,393,300株であります。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、第1期及び第2期は当社株式は非上場であったため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。また、第3期(連結)、第4期及び第5期第3四半期においては、1株当たり当期(四半期)純損失金額を計上しているため記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、第1期、第2期、第3期(連結)及び第4期は親会社株主に帰属する当期純損失又は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
7. 株価収益率については、第2期までは非上場であるため記載しておりません。また、第3期(連結)及び第4期においては、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は年間平均人員を()外数で記載しております。
9. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第5期第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。
10. 第1期及び第2期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
11. 第3期及び第4期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき、第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。
また、第5期第3四半期の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
12. 第5期第3四半期における売上高、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失、四半期包括利益及び1株当たり四半期純損失金額については、第5期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第5期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。

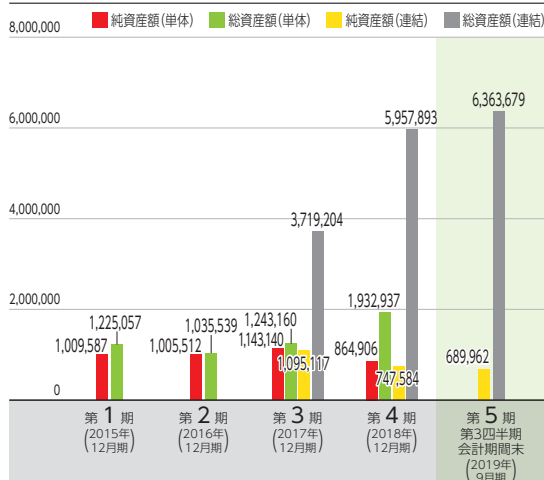
売上高／営業収益

(単位：千円)



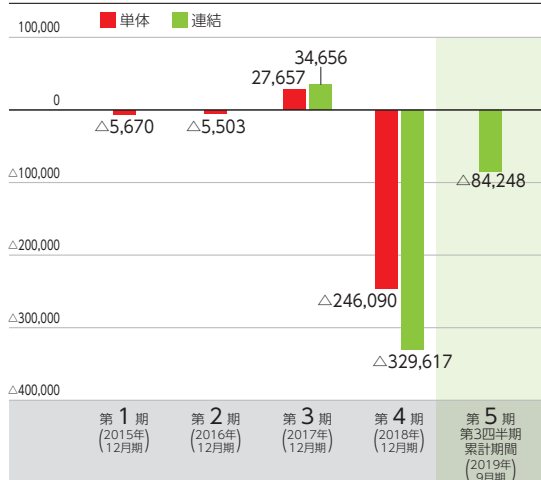
純資産額／総資産額

(単位：千円)



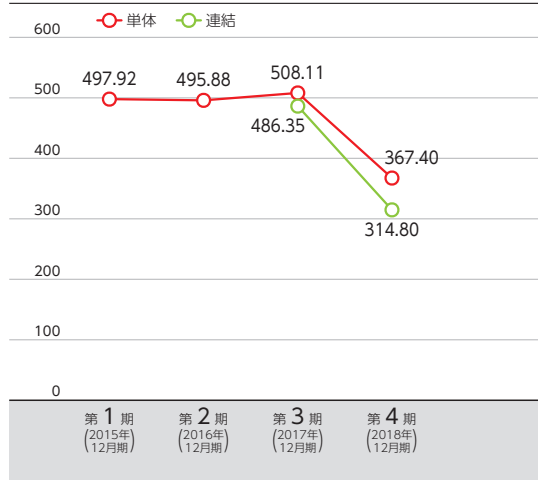
経常利益又は経常損失(△)

(単位：千円)



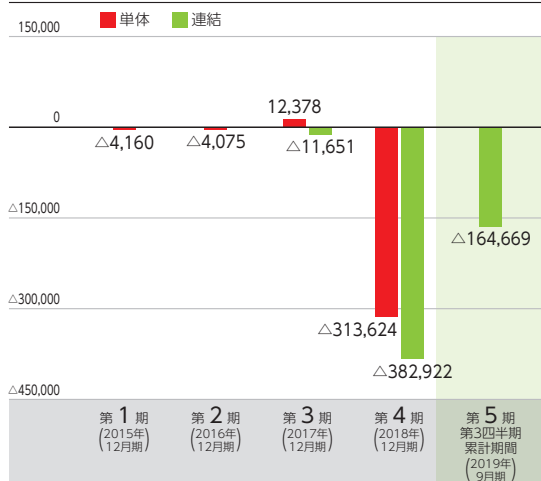
1株当たり純資産額

(単位：円)



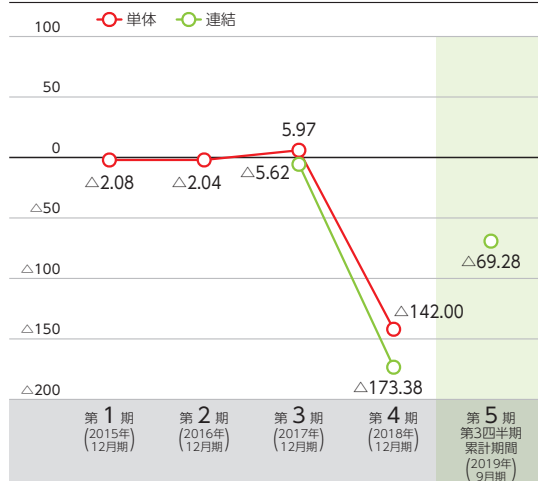
親会社株主に帰属する当期(四半期)純損失(△)／当期純利益又は当期純損失(△)

(単位：千円)



1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)

(単位：円)



(注) 1. 当社は2015年11月25日に設立されたため、第1期は2015年11月25日から2015年12月31日までの37日間であります。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第5期第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	9
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	10
募集又は売出しに関する特別記載事項	11
第二部 企業情報	13
第1 企業の概況	13
1. 主要な経営指標等の推移	13
2. 沿革	15
3. 事業の内容	17
4. 関係会社の状況	22
5. 従業員の状況	23
第2 事業の状況	24
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	24
2. 事業等のリスク	26
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	29
4. 経営上の重要な契約等	38
5. 研究開発活動	38
第3 設備の状況	39
1. 設備投資等の概要	39
2. 主要な設備の状況	40
3. 設備の新設、除却等の計画	41
第4 提出会社の状況	42
1. 株式等の状況	42
2. 自己株式の取得等の状況	53
3. 配当政策	53
4. 株価の推移	53
5. 役員の状況	54
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	57

第5	経理の状況	64
1.	連結財務諸表等	65
(1)	連結財務諸表	65
(2)	その他	121
2.	財務諸表等	122
(1)	財務諸表	122
(2)	主な資産及び負債の内容	135
(3)	その他	135
第6	提出会社の株式事務の概要	136
第7	提出会社の参考情報	137
1.	提出会社の親会社等の情報	137
2.	その他の参考情報	137
第四部	株式公開情報	138
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	138
第2	第三者割当等の概況	140
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	140
2.	取得者の概況	141
3.	取得者の株式等の移動状況	142
第3	株主の状況	143
	[監査報告書]	144

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月20日
【会社名】	株式会社global bridge HOLDINGS
【英訳名】	global bridge HOLDINGS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 貞松 成
【本店の所在の場所】	東京都墨田区錦糸一丁目2番1号
【電話番号】	03-6284-1607（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 樽見 伸二
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区錦糸一丁目2番1号
【電話番号】	03-6284-1607（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 樽見 伸二
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 110,075,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 1,553,741,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 252,266,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	50,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 2019年11月20日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2019年12月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、2019年11月20日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式97,400株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2019年12月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2019年12月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集株式を含む当社普通株式について、2019年12月23日（月）に東京証券取引所（以下「取引所」という。）マザーズへの上場を予定しております。当社普通株式は既に2017年10月17日付でTOKYO PRO Marketに上場しておりますが、本募集は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条（上場前の公募等の手続）に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行うことから、当該仮条件及び発行価格は、TOKYO PRO Marketにおける過去、現在又は将来の当社普通株式の価格又は気配値と一致又は連動しない可能性があります。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	110,075,000	59,570,000
計（総発行株式）	50,000	110,075,000	59,570,000

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2019年11月20日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
 5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,590円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は129,500,000円となります。なお、想定発行価格は当社の企業価値等に基づき算出したものであり、TOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の価格又は気配値を示すものではありません。
 6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
 7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2019年12月16日(月) 至 2019年12月19日(木)	未定 (注) 4.	2019年12月20日(金)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2019年12月4日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年12月13日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2019年12月4日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2019年12月13日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2019年11月20日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2019年12月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2019年12月23日(月)(以下「マザーズ上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、マザーズ上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2019年12月6日から2019年12月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 小岩支店	東京都江戸川区西小岩一丁目23番14号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	50,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2019年12月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	50,000	—

(注) 1. 引受株式数について2019年12月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2019年12月13日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
119,140,000	6,000,000	113,140,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,590円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額113,140千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限232,084千円と合わせた手取概算額合計上限345,224千円について、2020年4月に開設を予定している大阪府の認可保育所（2施設）の設備投資資金として全額を充当する予定であります。

なお、上記調達資金については、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2019年12月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。なお、当該売出株式を含む当社普通株式について、2019年12月23日（月）に東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。当社普通株式は既に2017年10月17日付でTOKYO PRO Marketに上場しておりますが、引受人の買取引受による売出しは、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条（上場前の公募等の手続）に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行うことから、当該仮条件及び発行価格は、TOKYO PRO Marketにおける過去、現在又は将来の当社普通株式の価格又は気配値と一致又は連動しない可能性があります。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	599,900	1,553,741,000	東京都渋谷区 青木 拓憲 599,900株
計(総売出株式)	—	599,900	1,553,741,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,590円）で算出した見込額であります。なお、想定売出価格は当社の企業価値等に基づき算出したものであり、TOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の価格又は気配値を示すものではありません。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2019年 12月16日(月) 至 2019年 12月19日(木)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店並 びに全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村証券株式会社 千葉県千葉市中央区中央二 丁目5番1号 ちばぎん証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目 14番1号 楽天証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 東京都千代田区麴町三丁目 3番6 丸三証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2019年12月13日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、マザーズ上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、マザーズ上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	97,400	252,266,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 97,400株
計(総売出株式)	—	97,400	252,266,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2019年11月20日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式97,400株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,590円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2019年 12月16日(月) 至 2019年 12月19日(木)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じマザーズ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、マザーズ上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。なお、社会的信用力を得ることを目的として、当社普通株式は2017年10月17日付でTOKYO PRO Marketに上場しております。しかしながら、今後も認可保育園の新規開設のために資金調達の必要性が継続するものと見込んでおり、事業拡大の継続を達成するためには資金調達の多様性を備える必要があると認識しております。そこで、より一層の社会的信用・知名度の向上を図るとともに、資金調達の多様性を備えるために、東京証券取引所マザーズへ上場することいたしました。東京証券取引所マザーズへ上場するためには、重複上場を避けるためにTOKYO PRO Marketにおいて上場を廃止する必要があるため、マザーズ上場（売買開始）日の前日（2019年12月22日（日））付でTOKYO PRO Marketについて上場廃止となる予定です。

TOKYO PRO Marketについて上場廃止となるまでの間、当社普通株式はTOKYO PRO Marketにおいて上場銘柄として取り扱われますが、TOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の取引状況、及び本書提出日現在の当社の株主がいずれも本書提出日からマザーズ上場（売買開始）日の前日までの期間中、当社普通株式の売却及び売却に係る注文等を行わない旨を約束している点（詳細につきましては、後記「3. ロックアップについて（1）」をご参照ください。）等を勘案し、本募集並びに引受人の買取引受による売出しについては、発行価格及び売出価格決定日時点のTOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の終値を基準とした発行価格及び売出価格の決定は行わず、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条（上場前の公募等の手続）に規定するブックビルディング方式により決定する予定です。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるsocial investment株式会社（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年11月20日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式97,400株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 97,400株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	2020年1月22日（水）

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2019年12月4日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2019年12月13日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2019年12月23日から2020年1月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(1) TOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の取引（気配表示を含む。）がブックビルディング方式による発行価格及び売出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関し、売出人である青木弘憲、貸株人であるsocial investment株式会社、当社株主である株式会社アニヴェルセルHOLDINGS、貞松成及びSMBCベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合並びに新株予約権者である加地義孝、三村武史、樽見伸二、市村浩子、木原成記、高島裕二及び石塚康志は、みずほ証券株式会社（主幹事会社）に対して、本書提出日から当社普通株式に係るTOKYO PRO Marketからの上場廃止日である2019年12月22日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等又はこれらにかかる注文を行わない旨を約束しております。本書提出時における当社株主の状況は、「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」をご参照ください。

(2) 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人であるsocial investment株式会社並びに当社株主である株式会社アニヴェルセルHOLDINGS及び貞松成は、みずほ証券株式会社（主幹事会社）に対し、当社普通株式に係るTOKYO PRO Marketからの上場廃止日の翌日である2019年12月23日に始まり、マザーズ上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2020年6月19日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（潜在株式を含む。ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、マザーズ上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2020年6月19日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2019年11月20日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第3期	第4期
決算年月		2017年12月	2018年12月
売上高	(千円)	2,595,841	3,787,864
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	34,656	△329,617
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△11,651	△382,922
包括利益	(千円)	△11,651	△382,922
純資産額	(千円)	1,095,117	747,584
総資産額	(千円)	3,719,204	5,957,893
1株当たり純資産額	(円)	486.35	314.80
1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△5.62	△173.38
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	28.9	11.8
自己資本利益率	(%)	—	—
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	100,754	△30,006
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△891,922	△1,474,622
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	730,683	1,806,336
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	1,124,143	1,425,850
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	394 (233)	624 (303)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、第3期及び第4期は1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4. 第3期及び第4期においては、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、株価収益率を記載しておりません。

5. 第3期及び第4期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

6. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は年間平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
営業収益 (千円)	3,801	171,437	321,458	290,410
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△5,670	△5,503	27,657	△246,090
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△4,160	△4,075	12,378	△313,624
資本金 (千円)	100,000	100,000	105,875	55,875
発行済株式総数 (株)	2,000,000	2,000,000	2,206,800	2,230,300
純資産額 (千円)	1,009,587	1,005,512	1,143,140	864,906
総資産額 (千円)	1,225,057	1,035,539	1,243,160	1,932,937
1株当たり純資産額 (円)	497.92	495.88	508.11	367.40
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△2.08	△2.04	5.97	△142.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	5.87	—
自己資本比率 (%)	81.3	95.8	90.2	42.4
自己資本利益率 (%)	—	—	1.2	—
株価収益率 (倍)	—	—	86.7	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
従業員数 (人)	3	13	18	38
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(4)	(8)	(8)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は2015年11月25日に設立されたため、第1期は2015年11月25日から2015年12月31日までの37日間であります。
3. 最近日(2019年9月30日)現在の発行済株式総数は2,393,300株であります。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、第1期及び第2期は当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第4期においては、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、第1期、第2期及び第4期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
7. 株価収益率については、第2期までは非上場であるため記載しておりません。また、第4期においては、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は年間平均人員を()外数で記載しております。
9. 第1期及び第2期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
10. 第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

2 【沿革】

当社は2015年11月25日に新設分割により設立された純粋持株会社であります。したがって、当社の沿革については、株式会社global bridgeの沿革に引続き記載しております。

当社代表取締役社長貞松成は、日本国における待機児童問題、少子高齢化などの人口問題に対して、福祉施設の運営を通じて解決に貢献するため、2007年1月に当社グループの基礎となる株式会社global bridgeを設立し、以降保育事業と介護事業の拡大を図ってまいりました。

2014年2月には、拡大する保育ニーズに応じるために資金調達が必要になったことから、株式会社global bridgeにて出資を募り、青木拓憲氏に資本参画いただきました。

その後、当社グループのさらなる成長を達成するために、2015年11月に青木拓憲氏が有する株式会社アニヴェルセルHOLDINGSから新設分割により当社を設立し、2015年12月には株式会社global bridgeを連結子会社化することで、現在の当社グループの体制を構築しました。これにより、株式会社アニヴェルセルHOLDINGSから分割された資産を継承し、認可保育園等への積極的な投資を行うことができるようになりました。

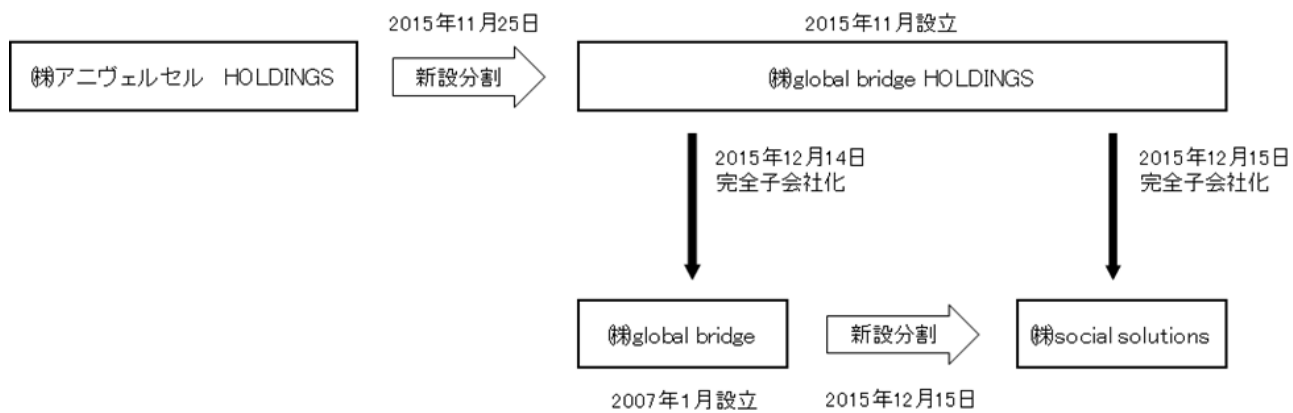
また、同じく2015年12月に、効率的な管理と業績の明確化のために、株式会社global bridgeからICT事業等を新設分割により切り離し、株式会社social solutionsを設立しました。

さらに、2017年10月に、社会的信用力を高め、当社グループの成長を加速させることを目的として、東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しました。

次いで、2018年7月に株式会社東京ライフケア、同年11月に株式会社YUAN（現株式会社global life care）を完全子会社化し、2019年1月より、一般社団法人日本事業所内保育団体連合会（現一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会）を新たに連結化し、現在の企業グループが構成されております。

年 月	事 業 の 変 遷
2007年1月	保育・介護事業の運営を目的として、東京都葛飾区新小岩に株式会社global bridgeを設立
2007年3月	千葉県千葉市花見川区に当社グループ初の保育施設「あい・あい保育園 幕張園」を開設し、保育事業を開始
2008年5月	千葉県鎌ヶ谷市に当社グループ初のデイサービス「やすらぎ家 鎌ヶ谷亭」を開設、介護事業を開始
2009年9月	東京都墨田区両国に本社を移転
2011年4月	保育用品専門販売サイト「globalMarket」（現「g-mall shop」）を開設し、ICT事業を開始
2011年7月	保育園運営管理システム「Child Care System（チャイルドケアシステム）」を自社開発
2011年10月	関西オフィスを開設（大阪府大阪市中央区本町）
2014年4月	東京都墨田区に当社グループ初の小規模保育施設「あい・あい保育園 小村井園」を開設
2014年6月	神奈川県川崎市麻生区に当社グループ初の放課後等デイサービス「にじ 百合ヶ丘」を開設
2014年7月	Child Care Systemに関して、東日本電信電話株式会社（NTT東日本）と業務提携
2014年9月	「介護と保育の融合事業」のレイアウト設計に関して、特許を取得（特許第5619083号）
2014年10月	大阪府大阪市西区、生野区、浪速区、都島区、旭区、福島区に小規模保育施設「あい・あい保育園」を6か所開設
2014年11月	Child Care Systemの支援装置に関して、特許を取得（特許第5648142号）
2014年12月	Child Care Systemに関して、株式会社スタジオアリスと業務提携
2015年4月	「あい・あい保育園 幕張園」が認可保育園へと移行
2015年6月	東京都墨田区亀沢に本社移転
2015年11月	大阪府大阪市中央区島之内に関西オフィスを移転
2015年11月	株式会社アニヴェルセルHOLDINGSからの会社分割（新設分割）により株式会社global bridge HOLDINGSを設立
2015年12月	株式会社global bridgeの株式を取得し完全子会社化
2015年12月	株式会社global bridgeからICT事業を会社分割（新設分割）し、株式会社social solutionsを設立
2016年1月	千葉県松戸市に当社グループ初の生活介護施設「にじの家 松戸」を開設
2016年9月	千葉県千葉市中央区に当社グループ初の児童発達支援施設「にじの広場 今井」を開設
2017年7月	関西オフィスを現在地（大阪府大阪市西区靱本町）に移転
2017年10月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場
2017年10月	本社を現在地（東京都墨田区錦糸）に移転
2018年7月	株式会社東京ライフケアの株式を取得し完全子会社化、サービス付き高齢者向け住宅の運営開始
2018年11月	株式会社YUAN（現株式会社global life care）の株式を取得し完全子会社化、住宅型有料老人ホームの運営開始
2019年1月	一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会を完全子会社化、研修事業の開始

(当社設立に伴う組織再編のスキーム)



3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、持株会社の当社と子会社5社により構成されており、直営保育施設の運営を中心とした「保育事業」、放課後等デイサービス及び老人介護施設の運営を中心とした「介護事業」及び保育園運営管理システムの販売を始めとした「ICT事業」を営んでおり、当社グループの事業は、この3つのセグメントで構成されております。また、「その他」として不動産の転貸借事業、研修事業等を行っております。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 保育事業

当社グループは、「一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ笑顔と元気が溢れた園を創造すること」を保育理念として掲げ、未来を担う子どもたちの育成に努めております。

当社グループは、東京23区、千葉県、大阪市内などで認可保育園等を中心とする保育施設を運営しており、最近日現在、当社グループが運営する保育施設数推移及び施設の概要は以下の通りです。

① 認可保育園

児童福祉法に基づいた児童福祉施設であり、面積や保育士等職員の数など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事などに認可された施設をいいます。当社グループは、国及び自治体が負担する施設型給付を受け施設運営を行っております。

② 小規模保育施設

「子ども・子育て支援制度」によって新設された保育施設であり、19名以下の定員かつ0歳から2歳までの子どもを対象とした市町村の認可を受けた施設をいいます。当社グループは、利用者からの保育料徴収及び自治体からの地域型保育給付を受け施設運営を行っております。

③ その他(認可外)

認証保育施設、事業所内保育施設などの認可保育園等以外の施設の運営を行っております。

[運営施設数の推移]

(単位：施設)

	2015年 12月期末	2016年 12月期末	2017年 12月期末	2018年 12月期末	2019年 10月末現在
認可保育園	5	13	23	34	47
小規模保育施設	7	7	7	8	8
その他(認可外)	7	4	1	1	—
合計	19	24	31	43	55

(2) 介護事業

「関わる全てに愛情を持ちふれあいと安らぎの家を創造すること」を介護理念として掲げ、さまざまな世代に対して広く介護サービスを提供しております。具体的には、障がい者を対象とした放課後等デイサービス及び生活介護施設等を運営しております。また、高齢者を対象とした施設として、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームを運営しております。

放課後等デイサービスは6歳から18歳、生活介護施設は18歳から64歳、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームは主に65歳以上を対象としており、保育事業と合わせて全年代に福祉サービスを提供しております。

最近日現在、当社グループが運営する介護施設数推移及び施設の概要は以下の通りです。

① 放課後等デイサービス

障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通い、療育・居場所機能を備え、児童が安心して生活・学習できる福祉サービスを提供する施設をいいます。

② サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して居住できる住まいを提供するために、高齢者単身又は高齢者夫婦が安心して生活できる環境を整えた賃貸物件の提供を行うとともに、賃貸物件内において訪問介護等のサービスを提供する施設をいいます。

③ 住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスがついた高齢者向けの居住施設をいいます。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、老人ホームでの生活を継続することができます。

④ その他

生活介護施設、児童支援施設等を運営しております。

[運営施設数の推移]

(単位：施設)

	2015年 12月期末	2016年 12月期末	2017年 12月期末	2018年 12月期末	2019年 10月末現在
放課後等デイサービス	4	6	7	10	10
サービス付き高齢者向け住宅	—	—	—	1	1
住宅型有料老人ホーム	—	—	—	1	1
その他	2	4	6	3	3
合計	6	10	13	15	15

(3) ICT事業

当社グループが設立以来培ってきた保育事業経験を活かし、保育施設の業務効率化のために全国の保育事業者を対象としたICTソリューションサービスを提供しております。

保育士の業務において書類作成、人員配置の確認などは大きな負荷となっていることから、保育施設運営における事務作業の簡素化のため、2016年2月に厚生労働省により保育施設のICT技術の導入に対する補助金が創設されました。

当社グループは、この課題の解決に取り組んでおり、自らの保育事業の経験を活かし独自開発した「Child Care System」(チャイルドケアシステム、以下「CCS」といいます。)を保育園運営管理システムとしてリリースし、全国の保育施設にサービス提供を行っております。また保育・介護用品専門のネットショップとして「g-mall shop」を運営しており、備品購入の時間的・金銭的コストの削減を実現させております。

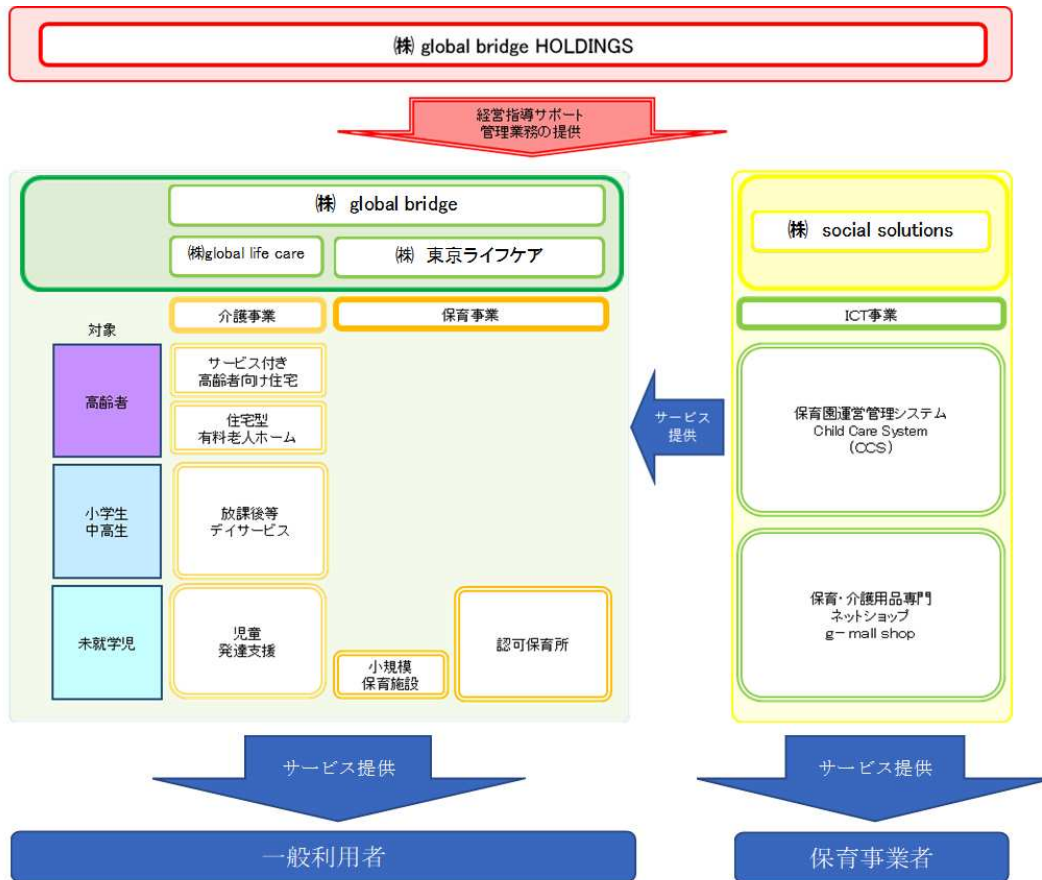
ICTソリューションとして、保育施設の運営にかかる事務業務時間を削減し、子ども一人ひとりと関わる時間や、個々の発達状況・健康状態の把握とそれに応じた働きかけの時間を増やすことで、保育の質の向上に貢献することを目指しております。

(4) その他

その他の事業として、不動産転貸借事業、研修事業等を行っております。

[事業系統図]

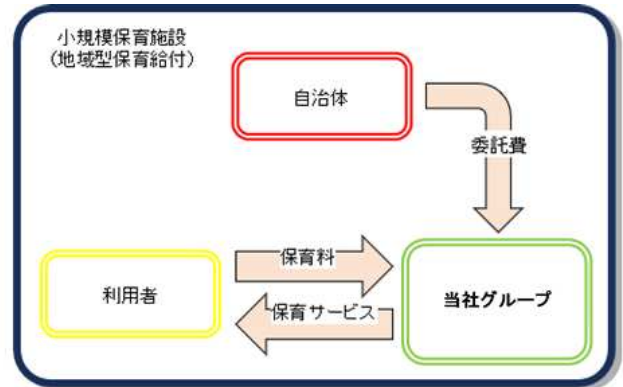
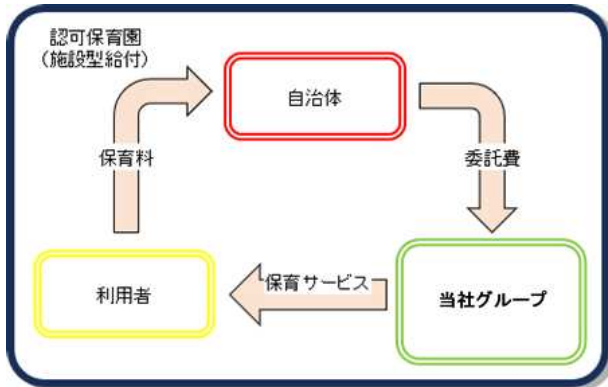
当社グループの事業系統図は、次のとおりです。



- (注) 1. (株)YUANは、2019年2月7日付で(株)global life careに社名変更しております。
 2. なお、一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会において研修事業を営んでおりますが、上記事業系統図への記載を省略しております。

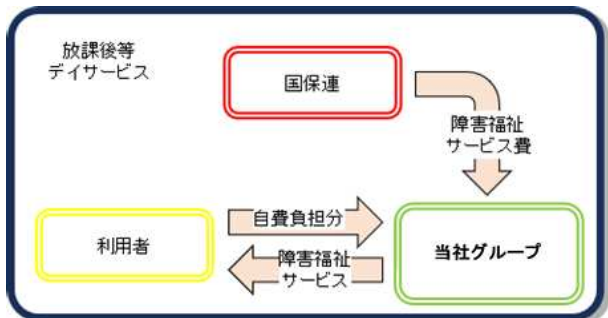
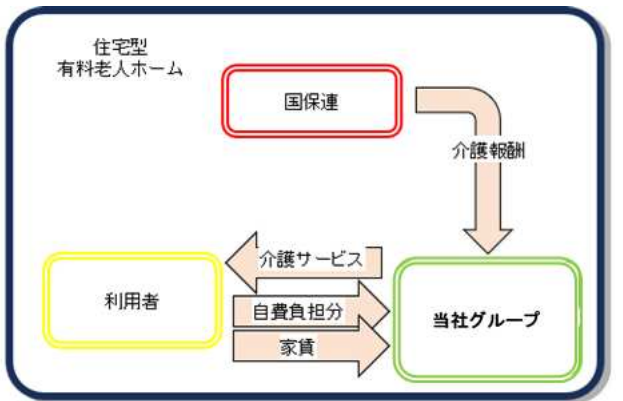
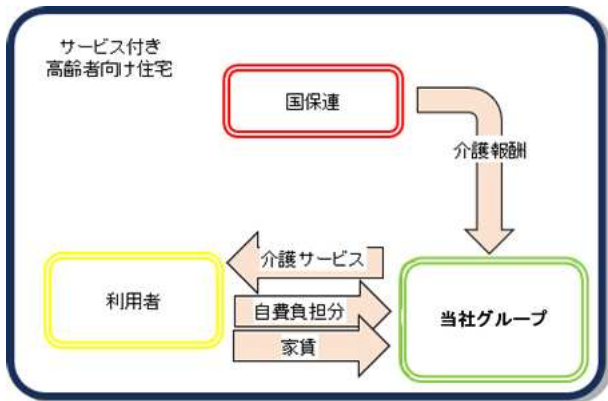
[当社グループのセグメント別事業モデル]

<保育事業>



保育事業においては利用者に保育サービスを提供し、委託費を各自治体に請求する制度となっております（小規模保育施設においては一部利用者負担が生じます。）。

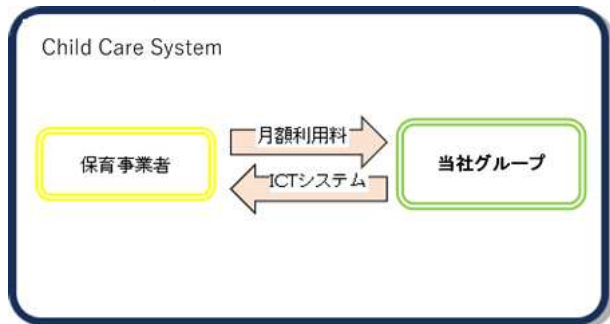
<介護事業>



介護事業においては利用者に介護サービス・障害福祉サービスを提供し、国保連（※）に介護報酬・障害福祉サービス費を請求する制度となっております（自費負担分は利用者に請求しております。）。

※国保連とは国民健康保険団体連合会の通称で、国民健康保険事業を運営するために設置された公法人です。

< ICT事業 >



ICT事業においては保育事業者に対して、ICTシステムやネットショップの運営による保育用品の提供を行っております。ネットショップの運営においては、保育事業者による注文後、仕入先から直送しております。

なお、当社は「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) ㈱アニヴェルセル HOLDINGS (注) 3.	東京都港区	100,000	有価証券の保有 及び不動産の賃貸	(被所有) 47.73 [26.90]	なし
(連結子会社) ㈱global bridge (注) 2. 4	東京都墨田区	100,000	保育事業 介護事業	(所有) 100.00	当社が経営指導している。 役員の兼任あり。(取締役 3名、監査役1名) 当社が資金を貸付けてい る。 当社を連帯保証人とする金 融機関からの借入金があ る。
㈱social solutions (注) 2.	東京都墨田区	10,000	ICT事業	(所有) 100.00	当社が経営指導している。 役員の兼任あり。 (取締役1名、監査役1 名) 当社が資金を貸付けてい る。
㈱東京ライフケア (注) 2.	東京都墨田区	56,000	保育事業 介護事業	(所有) 100.00	当社が経営指導している。 役員の兼任あり。(取締役 2名、監査役1名) 当社が資金を貸付けてい る。
㈱YUAN (注) 5.	東京都墨田区	2,000	介護事業	(所有) 100.00	当社が経営指導している。 役員の兼任あり。(取締役 2名、監査役1名) 当社が資金を貸付けてい る。 当社を連帯保証人とする金 融機関からの借入金があ る。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、親会社を除き、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

4. ㈱global bridgeについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高 3,481,358千円

(2) 経常利益 12,106千円

(3) 当期純損失(△) △36,893千円

(4) 純資産額 376,080千円

(5) 総資産額 4,249,284千円

5. 2019年2月7日付で社名を株式会社global life careに変更しております。

6. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
保育事業	722 (273)
介護事業	81 (69)
ICT事業	8 (5)
報告セグメント計	811 (346)
全社（共通）	46 (18)
合計	857 (364)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、本社部門等に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
46(18)	41.1	1.4	4,318

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループに労働組合は結成されていませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「夢に向かって成長しつづけよう」という経営理念の下、少子高齢化や労働者人口減少などの人口問題の解決を命題として企業活動を推進しております。人々の価値観やニーズがますます多様化する社会に対応するために、保育事業、介護事業及びICT事業を展開し、各事業間のシナジーを最大限に高め、「福祉の総合企業」として社会に貢献し続けてまいります。

(2) 経営戦略等

少子高齢化社会の中で労働人口を確保するために、認可保育所の整備促進が図られております。

当社グループはこれに応じるべく、当面は新規の認可保育園の新規開設に最大限注力し、先行投資が継続する経営戦略を採用しております。

また、新規の認可保育園の開設エリアについては、ドミナント戦略を徹底し、将来の人口動向を元に経済発展が見込まれる地域のみ限定する方針です。さらに、保育事業のドミナントエリア内において介護事業を展開することにより、管理上のコスト削減を行い、シナジー効果を享受していく方針です。

ICT事業においても、認可保育園の運営によるノウハウの蓄積と商品サービスへの反映を通じて品質を高め、外販を加速させるとともに、自社で展開する施設においても利用することで、保育事業の拡大に伴う管理コスト増大を抑制し、シナジー効果を創出していく方針です。また、午睡(ごすい)センサーや連絡帳アプリの開発を行うなど、付加価値の創出にも努めていく方針です。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループでは、旺盛な保育ニーズに応じるべく新規の認可保育園の開設に最大限注力しており、これまで戦略的に営業損失が生じる計画を採用してまいりました。現時点では経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標及びその数値目標を定めておりませんが、企業価値を測る指標として、売上、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の前年比増による成長性を重視しています。今後、業界動向及び当社グループの業績の推移等を勘案し、早期に経営指標及び数値目標を決定する予定です。

(4) 経営環境

政府による少子高齢化対策として打ち出された「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられている一億総活躍社会の実現に向け、保育並びに介護業界の環境整備が促進されております。当社グループでは、「日本の人口問題を解決する」を使命に、待機児童の解消、障害児支援及び高齢者介護などの問題を施設の運営によって解決できるように取り組んでまいります。また、ICT化が遅れている保育業界には、当社グループ独自の「CCS」の提供を通じて、保育士の事務・雑務の軽減につなげ、保育の質の向上と子どもを安心して預けられる環境づくりを提供してまいります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループの更なる事業の拡大に向けて対処すべき課題は、次のとおりです。

① 施設開設のドミナント戦略

当社グループが更なる事業の拡大をするためには、既存進出地域である東京都23区、千葉県内、大阪市内を中心として施設開設の拡充を図り、ドミナント戦略による地域ブランドの認知向上ならびに地域密着の推進により多様化する利用者ニーズに応じたサービス提供、人員の集中採用、効率的な人員異動による経費削減などを図ってまいります。

② 事業効率の向上

当社グループの規模拡大に合わせてスケールメリットを享受するためには、事業効率の向上が必要になります。このため、当社グループは、戦略的かつ機動的な経営体制を強化する目的で持株会社制を導入しており、本社機能は持株会社に集約しております。今後、当社グループの規模拡大に合わせて、本社機能の拡充とそれに伴うコスト増が想定されますが、事業効率の向上によりコスト増の抑制を図り、規模拡大によるスケールメリットを享受してまいります。

③ 採用強化による人材の確保

当社グループでは、施設数の増加に伴い、施設に必要な資格を有する優秀な人材の確保の重要性が増してきております。従来の経験者中心の採用だけでなく、新卒者の採用にも注力することで採用強化を図ります。当社グループでは、特に保育士の確保を強化し、施設の新規開設と施設運営に注力してまいります。

④ 品質の維持向上

当社グループは、保育・介護施設の運営を通じて、待機児童の解消、障がいをお持ちの方や高齢者の生活支援に貢献しております。そこで提供するサービスの質を向上させ、利用者の満足度を満たしていくように努める必要があります。

一方で、保育施設においては今後も新規開設の増加が見込まれ、企業規模の急拡大及び新規従業員の増加により、施設ごとの運営方針の不遵守化、属人化が懸念されております。当社グループは当該懸念に対して、研修制度の充実と適切な職員配置を通じて対処していく方針です。具体的には、研修を通じて施設運営方針を遵守させるとともに、社内で育成した施設長や管理職を配置することによって、既存・新規施設ともに品質を確保できる体制の構築に努めております。

⑤ ICT事業の営業力強化

保育ICT化に関する国の補助制度が設けられたことを契機に、今後も保育分野におけるICT市場は拡大することが見込まれております。このような市場拡大期において、当社グループも営業力を強化し、最大限のシェア獲得に努める必要があります。具体的には、自社の営業チームの強化に加えて、保育士人材紹介会社やクラウドソーシング会社と提携し、より広く全国の保育園にアプローチできる営業体制の構築に努めております。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しておりますが、当社グループに関するすべてのリスクを網羅するものではありません。

なお、以下の将来に関する記載事項は、特に断りがない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 利用者の減少について

当社グループの主要な事業である保育事業及び介護事業は、国内の居住者を対象とした事業であるため、国内の人口や社会構造、家族形態、労働需給、ライフスタイルの変化等に伴い利用者の増減が生ずる事業です。

今後、国内においては少子化及び人口減少が見込まれますが、労働人口の確保のために、保育及び介護施設の利用率が高まり、結果として保育及び介護の市場規模は拡大することが予想されております。また、国内の人口減少に伴い、都市部への人口集約化が見込まれております。このような状況において、都市部については地方からの人口流入が継続し、保育及び介護のニーズは高い水準が継続すると見込まれることから、当社グループの保育事業及び介護事業は東京都23区、千葉県内、大阪市内に集中して施設展開をしております。

しかしながら、今後施設展開をしている地域において、想定していない大きな人口減少や社会構造の変化等が生じた場合は、施設利用者が減少し、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 国や自治体による方針の変更や関連法規制等の改定等について

国による官業の民営化の方針に伴い、サービスの向上や費用削減を目的に、各地方自治体で保育所の民営化が進められております。株式会社も認可保育園の運営主体として認められるようになり、2015年4月には「子ども・子育て支援新制度」が施行され、国及び自治体は認可保育園の開設費用について補助金を拡充する等、待機児童解消に向けた様々な支援策を実施しております。しかしながら、今後、国や自治体の方針に変化が生じ、補助金の削減や制度の廃止等、株式会社による認可保育園の開設ならびに既存の公立保育所の民営化が推進されなくなった場合、当社グループにおける保育事業の拡大が止まり、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、介護事業は介護保険法などをはじめとする各種関連法令改定によって影響を受ける事業であり、介護保険制度は定期的な見直し改定が行われております。今後、介護保険制度の改定により報酬引き下げ等の事象が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 許認可等について

当社グループは、保育事業及び介護事業において、児童福祉法及び介護保険法等に基づき、認可保育園、小規模保育施設、放課後等デイサービス、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等を運営しております。

いずれの事業も許認可権限、指定権限を持つ行政機関へ、施設開設前に設置の申請を行い、審査を経た上で許認可や指定が付与されますが、施設の運営が著しく適正を欠き、その後も運営の適正を期し難いと認められるときは施設運営の停止、指摘の公表措置、許認可等の取消といった行政処分が下される場合があります。本書提出日現在において、当社グループの事業において運営している施設に許認可取消、指定取消事由は発生しておりませんが、今後、何らかの原因により許認可や指定が行政機関から取消された場合等には、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 人材の確保及び育成について

当社グループでは、新規施設の増加に伴い、保育士、児童指導員や介護福祉士などの資格や要件を満たした人材の確保と育成が必要となっております。そのため、当社グループでは、採用担当の人員を増員し、幅広い採用活動を行いながらキャリアプランに沿った研修を年度を通して行い、人材の育成に取り組んでおります。しかしながら、その採用と育成が施設開設の速度に対応できない場合には、開設計画に遅れが生じ、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 新たに保育所等の施設を開設する場合の経営成績に対する影響について

新たに保育所等の施設を開設する場合、一般的に下記の影響が生ずる傾向があります。

営業損益：開設時においては、高年齢クラス（3歳～5歳児等）で定員を満たさず、開設初年度からの数年間は稼働率が低く売上が低位な傾向にあります。一方で、施設定員数に応じた保育士配置が必要であることや、開設準備のための従業員の新規採用コストや研修費、消耗品費並びに減価償却費といった経費が発生することから、施設開設後一定期間は赤字となる傾向にあります。その後、低年齢クラスの児

童が進級を重ねることにより、稼働率が向上し売上が増加することで、通常開設後2～3年目以降に黒字化する傾向があります。

経常損益：開設に伴う設備投資に対して、所管する自治体から設備補助金が交付される場合があります。その場合、開設が完了したことに伴い当該設備補助金の支給が決定され、営業外収益に計上されます。補助金制度は各自治体が独自に設けており、支給条件も各様となっております。

なお、保育所の開設は4月に集中することが多いため、当社第2四半期において上記の影響が生じやすい傾向にあります。また、開設予定エリアにおける用地及び物件の確保が困難となった場合や、必要とされる人員を確保できなかった場合、地域住民からの反対などにより開設が困難となった場合は、開設計画の見直し等により当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 大規模な災害について

当社グループでは、東京都23区、千葉県内、大阪市内を中心に保育施設及び介護施設を有しております。これらの地域において大規模な災害が発生した場合、施設が地震や津波、火災、台風、洪水などの被害を受け、利用者や従業員、建物などに被害が及ぶ可能性があります。その場合は、設備の損害、保育士や介護士の不足、社会の混乱による保育や介護需要の減退等が発生し、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 有利子負債への依存について

当社グループでは、保育施設等の新規開設に関する設備資金等は、主に金融機関からの借入により調達しております。その結果、総資産に占める有利子負債の割合は、2019年9月30日現在において、70.7%と高い水準にあります。今後、急激な金利変動など金融情勢に変化が生じ、金利負担が増加した場合や、計画どおりの資金調達が出来ず、新たな保育施設等が計画どおりに開設できなくなった場合等には、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 個人情報の保護について

当社グループの保育施設及び介護施設においては、事業の性質上、利用者をはじめ、保護者や家族の氏名、住所及び職業などの情報を取得し保持しております。これら顧客の個人情報の取扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万一漏洩するようなことがあった場合、顧客からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、施設の許認可及び指定に影響が出るなど、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 保育市場の縮小がICT事業に与える影響について

当社グループのICT事業においては、主に保育事業者を対象とした保育園運営管理システムの販売等を行っております。したがって、保育市場が縮小した場合は、当該システムの需要が減退し売上高が減少するなどして、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(10) 感染症の流行について

当社グループでは、全ての利用者に安全なサービスを提供するため、感染症防止のための衛生管理を徹底しております。しかしながら、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症が流行した場合、従業員の欠勤等により、一時的に施設運営が困難になる可能性がある他、当社グループのレピュテーション低下が生じ、利用者が減少する可能性があります。その場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 創業者への依存について

当社の代表取締役である貞松成は、株式会社global bridgeの創業者であり、当社グループ事業の創業者です。同氏は保育・介護業界に精通しており、経営戦略等の策定において重要な役割を果たしております。当社グループでは、役員等への権限移譲やコーポレート・ガバナンス体制の構築により、同氏に過度に依存しない経営体制を整備しておりますが、何らかの事情により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合は、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(12) 季節変動（保育施設の利用者の一時的な減少）について

保育事業においては、毎年4月になると5歳児等クラスが小学校へ進級する一方、新規0歳児は自治体毎に定める入園可能月齢を満たした後に入園することから、児童数が一時的に減少する傾向があります。このため、上半期は下半期と比較して児童数・施設稼働率が減少する傾向があります。

(13) 食の安全性について

当社グループでは、保育施設・介護施設において利用者に対し食事を提供しております。当社グループでは、食品衛生法等に基づき厳正な食材管理及び衛生管理を実施して、食中毒、賞味期限切れ食材の使用、異物混入などの事故を起こさないように努力しており、これまで業績に多大な影響を与えるような事故等は発生していません。しかしながら、万が一何らかの原因により食の安全に関する重大な問題が発生した場合は、喫食者に対する補償、レピュテーションの低下や行政による運営停止措置等により、施設運営に支障をきたし、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(14) 運営施設における事故等について

当社グループは、施設運営において利用者の安全を確保する体制を整備しており、これまで業績に多大な影響を与えるような事故等は発生していません。しかしながら、万が一運営施設において重大な事故等が発生し、所管する自治体等からの事業停止命令を受けた場合や、保護者等から損害賠償請求を受けた場合、ならびに風評被害等により利用者が大幅に減少した場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(15) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、業績向上への意欲を高めることを目的として、当社グループの役員及び従業員に対して、ストック・オプションによる新株予約権の発行を行っております。また今後においてもストック・オプション制度を活用することが考えられることから、現在付与している新株予約権に加え、将来的に付与される新株予約権について行使がなされた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。本書提出日現在これらのストック・オプションによる潜在株式数は315,392株であり、発行済株式総数の13.18%に相当しております。

(16) 固定資産の減損に関するリスクについて

当社グループは、主に保育事業及び介護事業において施設における建物や設備等の固定資産を保有しております。今後業績が著しく悪化し、投資回収が困難となった場合や、施設の撤退を決定した場合には減損処理が必要となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(17) 親会社等との関係について

株式会社アニヴェルセルHOLDINGSは、本書提出日現在、当社の発行済株式総数の44.48%を保有しております。同社は当社大株主の青木弘憲氏の資産管理会社であり、同氏の保有分を含めると当社の発行済株式総数の69.55%を保有しております。このため同社は当社の親会社等に該当いたしますが、当社は自ら経営責任を負って独立した経営を行っており、同社の承認を必要とする事項は存在せず、また取引関係及び人的関係はありません。

しかしながら、同社は今後も当社株式を継続的に保有する方針であり、同社の方針に変更が生じた場合、当社の事業活動に影響を与える可能性があります。

(18) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要施策の一つと認識しております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、事業拡大に向けた積極的な設備投資や財務体質の強化等を行うことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当を実施しておらず、当面はこの方針を継続することとしております。

将来的には、各事業年度の経営成績や財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態の状況

第4期連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(資産の部)

総資産は5,957,893千円（前連結会計年度末比2,238,689千円増）となりました。流動資産につきましては、1,818,775千円（同280,254千円増）となりました。これは主に、現金及び預金の増加302,308千円等によるものです。固定資産につきましては、4,138,784千円（同1,958,635千円増）となりました。これは主に、認可保育園等の新規開設による有形固定資産の増加と、新規連結子会社の増加等により、有形固定資産が1,522,957千円増加したことによるものです。

(負債の部)

負債合計は5,210,309千円（同2,586,221千円増）となりました。流動負債につきましては、1,035,679千円（同309,004千円増）となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が174,767千円増加したこと等によるものです。固定負債につきましては、4,174,629千円（同2,277,217千円増）となりました。これは主に、認可保育園等の新規開設に伴う設備投資及び新規連結子会社の増加により長期借入金が2,059,511千円増加したことによるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては747,584千円（同347,532千円減）となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失の計上による利益剰余金の減少382,922千円、新株予約権行使に伴う払込みによる資本金の増加5,875千円、資本剰余金の増加5,875千円等によるものです。

第5期第3四半期連結累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

(資産の部)

総資産は6,363,679千円（前期末比405,785千円増）となりました。

流動資産につきましては1,292,463千円（同526,312千円減）となりました。これは主に、売上高の増加に伴う売掛金の増加129,533千円が生じた一方で、工事代金の支払いなどにより現金及び預金が731,205千円減少したこと等によるものです。

固定資産につきましては5,071,032千円（同932,248千円増）となりました。これは主に、認可保育園等の新規開設による有形固定資産の増加853,653千円及び敷金及び保証金の増加81,461千円等によるものです。

(負債の部)

負債は5,673,717千円（同463,408千円増）となりました。

流動負債につきましては1,367,100千円（同331,421千円増）となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金の増加208,435千円及び企業規模拡大に伴う未払法人税等の増加34,288千円等によるものです。

固定負債につきましては4,306,616千円（同131,987千円増）となりました。これは主に、新規の認可保育園等の設備投資資金を借り入れにより調達したことによる長期借入金の増加75,483千円等によるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては689,962千円（同57,622千円減）となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上による利益剰余金の減少164,669千円、新株予約権行使に伴う払込みによる資本金の増加51,950千円、資本剰余金の増加51,950千円等によるものです。

b. 経営成績の分析

第4期連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、引き続き雇用情勢に改善が見られるなか、緩やかな回復基調で推移しました。海外経済は、英国のEU離脱問題などの影響から先行き不透明な状況が続いておりますが、個人消費を中心に緩やかな成長が継続しました。

このような情勢の中、国内では少子高齢化社会に対応するために、政府が中心となって働き方改革と生産性向上のための諸施策が取り組まれております。この政策の中で、子育て・介護の環境整備のために保育・介護サービス提供の拡充に加え、保育・介護サービスの質と量の拡充を図るための環境整備への取り組みがなされており、保育分野においてもICTの利用拡大の政策が構築されつつあります。

こうした状況の下、当社グループの保育事業及び介護事業におきましては下記の施設を新規開設いたしました。

また、2018年7月31日に株式会社東京ライフケアの全株式を取得し、2018年11月30日には株式会社YUANの全株式を取得し、それぞれ連結子会社化しております。なお、株式会社東京ライフケアの2018年8月1日から2018年12月31日までの業績を当連結会計年度の連結財務諸表に含めておりますが、株式会社YUANの業績については当連結会計年度の連結財務諸表に含めておりません。

・保育事業の新規開設施設（認可保育園等）

施設名称	住所	入所定員 (名)	開所日
あい・あい保育園 西日暮里一丁目園	東京都荒川区	50	2018年4月1日
あい・あい保育園 西白井園	千葉県白井市	60	2018年4月1日
あい・あい保育園 四街道めいわ園	千葉県四街道市	60	2018年4月1日
あい・あい保育園 新鎌ヶ谷園	千葉県鎌ヶ谷市	19	2018年4月1日
あい・あい保育園 高殿園	大阪府大阪市	72	2018年4月1日
あい・あい保育園 新深江園	大阪府大阪市	80	2018年4月1日
あい・あい保育園 北国分園	千葉県市川市	30	2018年6月1日
あい・あい保育園 高砂園	東京都葛飾区	50	2018年8月1日
あい・あい保育園 菅野六丁目園	千葉県市川市	60	2018年8月1日
あい・あい保育園 千葉ニュータウン中央園	千葉県印西市	60	2018年10月1日
10施設 合計		541	

・介護事業の新規施設（放課後等デイサービス）

施設名称	住所	入所定員 (名)	開所日
にじ 四街道めいわ	千葉県四街道市	10	2018年4月1日
にじ 花見川	千葉県千葉市	10	2018年4月1日
にじ 高殿	大阪府大阪市	10	2018年4月1日
3施設 合計		30	

・株式会社東京ライフケア（2018年7月31日に子会社化）の運営施設
保育事業（認可保育園）

施設名称	住所	入所定員 (名)	開所日
台東ポラン保育園	東京都台東区	60	2016年4月1日
浅草ポラン保育園	東京都台東区	60	2016年11月1日
2施設 合計		120	

介護事業（サービス付き高齢者向け住宅）

施設名称	住所	入所定員 (名)	開所日
ライフケア台東（現 やすらぎ入谷）	東京都台東区	39	2016年4月1日

・株式会社YUAN※（2018年11月30日に子会社化）運営施設
介護事業（住宅型有料老人ホーム）

施設名称	住所	入所定員 (名)	開所日
遊庵（現 やすらぎ東住吉）	大阪府大阪市	54	2016年7月1日

※2019年2月7日付で、社名を株式会社global life careに変更しております。

これらの結果、当社グループが運営する施設数は下記のとおりとなりました。

[保育運営施設数の推移]

(単位：施設)

	2015年 12月期	2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 12月期
認可保育園	5	13	23	34
小規模保育施設	7	7	7	8
その他(認可外)	7	4	1	1
合計	19	24	31	43

[介護運営施設数の推移]

(単位：施設)

	2015年 12月期	2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 12月期
放課後等デイサービス	4	6	7	10
サービス付き高齢者向け住宅	—	—	—	1
住宅型有料老人ホーム	—	—	—	1
その他	2	4	6	3
合計	6	10	13	15

ICT事業におきましては、全国の保育事業者を対象に、保育士の書類作成や人員配置計算などの事務負担を軽減させる当社独自提供の保育園運営管理システムCCSの新規契約件数の増加に注力いたしました。

これらの結果、新規開設により売上高は3,787,864千円（前年同期比45.9%増）となったものの、新規開設によるコストが先行したため営業損失は739,721千円（前年同期は営業損失281,700千円）、経常損失は329,617千円（前年同期は経常利益34,656千円）となりました。また、介護事業において一部の不採算施設などの減損損失や施設閉鎖損失を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純損失は382,922千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失11,651千円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

① 保育事業

既存施設及び新規開設が順調に推移したことにより、売上高は3,233,214千円（前年同期比51.8%増）、セグメント利益は166,753千円（同15.1%増）となりました。

② 介護事業

新規開設により売上高は418,496千円（同23.8%増）となったものの、新規開設施設の開設費用が生じたことと、国の報酬単価の改定による収益性の低下、一部の介護施設の稼働が低下したことにより、セグメント損失は111,021千円（前年同期はセグメント損失19,305千円）となりました。なお、稼働が低下していた生活介護施設は2018年9月に閉鎖し、これに係る減損損失及び施設閉鎖損失を計上しております。

③ ICT事業

保育園運営管理システムCCSの新規契約件数が順調に推移したことにより、売上高は90,868千円（前年同期比19.7%増）となったものの、販売促進のための費用等を増加させたことにより、セグメント利益は5,588千円（同82.3%減）となりました。

第5期第3四半期連結累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、政府による経済政策を背景に緩やかな基調で推移しました。

この情勢の中、少子高齢化社会に対応するため政府が中心となり、女性や様々な年齢層の人材が自らの希望に応じて活躍できる一億総活躍社会の実現へ向けて、様々な施策が取り組まれております。この一億総活躍社会実現の取組みの一つとして、子育て・介護の環境整備が進められており、かつ、子育て・介護分野における効率化のためのICT化推進の取り組みが行われております。

このような状況において、当社グループは少子高齢化社会への取り組みに貢献すべく、保育事業における新規施設の開設と、ICT事業における効率化支援の拡大に取り組んでまいりました。当第3四半期連結累計期間における新規施設の内訳と運営施設の数は下記のとおりです。

・保育事業の新規施設（認可保育園等）

施設名称	住所	入所定員 (名)	開園日
あい・あい保育園 本八幡園	千葉県市川市	50	2019年4月1日
あい・あい保育園 大和田園	千葉県八千代市	60	2019年4月1日
あい・あい保育園 八千代中央園	千葉県八千代市	60	2019年4月1日
あい・あい保育園 八千代緑が丘園	千葉県八千代市	60	2019年4月1日
あい・あい保育園 あすみが丘園	千葉県千葉市	60	2019年4月1日
あい・あい保育園 新柏園	千葉県柏市	60	2019年4月1日
あい・あい保育園 四街道駅北口園	千葉県四街道市	90	2019年4月1日
あい・あい保育園 綾瀬六丁目園	東京都足立区	70	2019年4月1日
あい・あい保育園 高野園	東京都足立区	60	2019年4月1日
あい・あい保育園 石原園	東京都墨田区	60	2019年4月1日
あい・あい保育園 宮前平園	神奈川県川崎市	60	2019年4月1日
11施設 合計		690	

これらの結果、当社グループが運営する施設数は下記のとおりとなりました。

[保育運営施設数の推移]

(単位：施設)

	2015年 12月期末	2016年 12月期末	2017年 12月期末	2018年 12月期末	2019年 9月末現在
認可保育園	5	13	23	34	45
小規模保育施設	7	7	7	8	8
その他(認可外)	7	4	1	1	0
合計	19	24	31	43	53

[介護運営施設数の推移]

(単位：施設)

	2015年 12月期末	2016年 12月期末	2017年 12月期末	2018年 12月期末	2019年 9月末現在
放課後等デイサービス	4	6	7	10	10
サービス付き高齢者向け住宅	0	0	0	1	1
住宅型有料老人ホーム	0	0	0	1	1
その他	2	4	6	3	3
合計	6	10	13	15	15

また、下記の認可保育園の新規開設準備に取り掛かっております。このうち、10月1日開設予定の2施設は予定通り開設が行われております。

(2019年12月期 開設予定)

地域及び施設数	種類	入所定員 (名)	開園予定日
東京都 2施設	認可保育園	110	2019年10月1日
千葉県 1施設	認可保育園	60	2019年12月1日
3施設 合計		170	

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は4,378,019千円、営業損失は556,485千円、経常損失は84,248千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は164,669千円となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりです。

①保育事業

既存施設及び新規開設が順調に推移したことにより、売上高は3,684,533千円、セグメント利益は108,882千円となりました。

②介護事業

既存施設及び2018年12月期に新規連結子会社化した施設の稼働が順調に推移したことにより、売上高は552,891千円、セグメント利益は10,643千円となりました。

③ICT事業

保育園運営管理システムCCSの新規契約件数が増加したものの、既存顧客の長期契約化に伴う契約単価の下落により売上高は72,481千円となり、また無料キャンペーン等の販促費用を拡充したことにより、セグメント損失は9,547千円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

2018年7月31日に株式会社東京ライフケアの全株式を取得し、2018年11月30日には株式会社YUANの全株式を取得し、それぞれ連結子会社化しております。また、株式会社東京ライフケアの2018年8月1日から2018年12月31日までの業績を当連結会計年度の連結財務諸表に含めておりますが、株式会社YUAN（現 株式会社global life care）の業績については当連結会計年度の連結財務諸表に含めておりません。

第4期連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は1,425,850千円（前連結会計年度末比301,707千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は30,006千円（前年同期は収入100,754千円）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失△370,039千円、設備補助金の受取額437,488千円、法人税等の支払額35,260千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,474,622千円（同65.3%増）となりました。これは主に認可保育園等の新規開設に関する有形固定資産の取得による支出1,037,028千円、新規連結子会社による連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出238,719千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は1,806,336千円（同147.2%増）となりました。これは主に長期借入れによる収入2,090,000千円、長期借入金の返済による支出271,414千円によるものです。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	前年同期比 (%)
保育事業 (千円)	3,233,214	151.8
介護事業 (千円)	418,496	123.8
ICT事業 (千円)	90,868	119.7
報告セグメント計 (千円)	3,742,579	147.1
その他 (千円)	45,284	88.3
合計 (千円)	3,787,864	145.9

(注) 1. セグメント間の取引は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度及び当第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
大阪府大阪市	432,291	16.7	643,903	17.0	619,360	14.1
千葉県船橋市	308,382	11.9	403,142	10.6	391,120	8.9
東京都豊島区	271,250	10.4	281,647	7.4	275,111	6.3
千葉県千葉市	258,912	10.0	266,576	7.0	259,892	5.9

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ、合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債、収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

当社グループは、旺盛な保育ニーズに応じるべく、保育事業における認可保育園の新規開設に最大限注力し、企業規模の拡大を優先する方針としております。このため、新規設備投資は保育事業における認可保育園の投資が中心であり、その資金は金融機関からの長期借入金にて調達する方針です。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当連結会計年度末における総資産は5,957,893千円（前連結会計年度末比2,238,689千円増）となりました。これは主に、現金及び預金の増加302,308千円、認可保育園等の新規開設と新規連結子会社の増加等により、有形固定資産が1,522,957千円増加したことによるものです。

また、総負債は5,210,309千円（同2,586,221千円増）となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が174,767千円増加、認可保育園等の新規開設に伴う設備投資及び新規連結子会社の増加により長期借入金が2,059,511千円増加したことによるものです。

純資産につきましては747,584千円（同347,532千円減）となりました。これは、主に新株予約権行使に伴う株式発行による増加額11,750千円と親会社株主に帰属する当期純損失382,922千円によるものです。

以上により、自己資本比率は、前連結会計年度末の28.9%に対して、当連結会計年度末は11.8%と17.1ポイント低下しております。

第5期第3四半期連結累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

総資産は6,363,679千円（前期末比405,785千円増）となりました。

流動資産につきましては1,292,463千円（同526,312千円減）となりました。これは主に、売上高の増加に伴う売掛金の増加129,533千円が生じた一方で、工事代金の支払いなどにより現金及び預金が731,205千円減少したこと等によるものです。

固定資産につきましては5,071,032千円（同932,248千円増）となりました。これは主に、認可保育園等の新規開設による有形固定資産の増加853,653千円及び敷金及び保証金の増加81,461千円等によるものです。

負債は5,673,717千円（同463,408千円増）となりました。

流動負債につきましては1,367,100千円（同331,421千円増）となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金の増加208,435千円及び企業規模拡大に伴う未払法人税等の増加34,288千円等によるものです。

固定負債につきましては4,306,616千円（同131,987千円増）となりました。これは主に、新規の認可保育園等の設備投資資金を借り入れにより調達したことによる長期借入金の増加75,483千円等によるものです。

純資産につきましては689,962千円（同57,622千円減）となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上による利益剰余金の減少164,669千円、新株予約権行使に伴う払込みによる資本金の増加51,950千円、資本剰余金の増加51,950千円等によるものです。

b. 経営成績

当社グループは、旺盛な保育ニーズに応じるべく、保育事業における新規認可保育園の新規開設に最大限注力し、企業規模の拡大を優先する方針としております。このため、新規開設が増加したことによる原価の増加及び利益率の一時的な低下などにより営業損失を見込みますが、売上規模の拡大を優先する方針です。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（売上高、売上原価及び売上総利益）

当社グループの当連結会計年度の売上高は3,787,864千円（前年同期比45.9%増）となり、前連結会計年度より1,192,023千円増加しました。主に保育事業の売上高が施設数の増加によって増加したことによるものです。また、保育事業における新規開設が増加したことにより原価の増加及び利益率の一時的な低下が生じ、売上原価は3,566,936千円（同56.9%増）となり、売上総利益は220,927千円（同31.6%減）となりました。

（販売費及び一般管理費並びに営業損失）

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、960,648千円（前年同期比58.9%増）となり、前連結会計年度より356,181千円増加しました。主に保育事業における新規開設に備え本社人員等を増加させたことによる人件費の増加等であります。この結果、営業損失は739,721千円となり、前連結会計年度よりも損失が458,021千円拡大しました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

① 保育事業

既存施設及び新規開設が順調に推移したことにより、売上高は3,233,214千円（前年同期比51.8%増）、セグメント利益は166,753千円（同15.1%増）となりました。

② 介護事業

新規開設により売上高は418,496千円（同23.8%増）となったものの、新規開設施設の開設費用が生じたことと、国の報酬単価の改定による収益性の低下、一部の介護施設の稼働が低下したことにより、セグメント損失は111,021千円（前年同期はセグメント損失19,305千円）となりました。なお、稼働が低下していた生活介護施設は2018年9月に閉鎖し、これに係る減損損失及び施設閉鎖損失を計上しております。

③ ICT事業

保育園運営管理システムCCSの新規契約件数が順調に推移したことにより、売上高は90,868千円（前年同期比19.7%増）となったものの、販売促進のための費用等を増加させたことにより、セグメント利益は5,588千円（同82.3%減）となりました。

（営業外損益並びに経常損失）

当連結会計年度の営業外収益は479,812千円であります。これは主に保育施設の新規開設に係る設備補助金収入によるものです。また、当連結会計年度の営業外費用は69,708千円であります。この結果、経常損失は329,617千円（前年同期は経常利益34,656千円）となりました。

（特別損益並びに親会社株主に帰属する当期純損失）

特別利益1,944千円を計上しております。また、特別損失を42,366千円計上しております。これは主に、介護事業において一部の不採算施設などの減損損失や施設閉鎖損失を計上したことによるものです。

また、法人税等は12,883千円（前年同期は41,287千円）となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純損失は382,922千円となり、前連結会計年度より371,270千円損失が拡大いたしました。

第5期第3四半期連結累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

（売上高、売上原価及び売上総利益）

当社グループの当四半期連結累計期間の売上高は4,378,019千円となりました。主に保育事業の売上高が施設数の増加によって増加したことによるものです。また、保育事業における保育施設の新規開設数が増加したことにより原価の増加が生じ、売上原価は3,998,443千円となり、売上総利益は379,576千円となりました。

（販売費及び一般管理費並びに営業損益）

当四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、936,061千円となりました。主に保育事業における新規開設に備え本社人員等を増加させたことによる人件費の増加等であります。この結果、営業損失は556,485千円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

① 保育事業

既存施設及び新規開設が順調に推移したことにより、売上高は3,684,533千円、セグメント利益は108,882千円となりました。

② 介護事業

既存施設及び2018年12月期に新規連結子会社化した施設の稼働が順調に推移したことにより、売上高は552,891千円、セグメント利益は10,643千円となりました。

③ ICT事業

保育園運営管理システムの新規契約件数が増加したものの、既存顧客の長期契約化に伴う契約単価の下落により売上高は72,481千円となる一方で、無料キャンペーン等の販促費用を拡充したことにより、セグメント損失は9,547千円となりました。

(営業外損益並びに経常損益)

当四半期連結累計期間の営業外収益は581,474千円であります。これは主に保育事業における保育施設の新規開設に係る設備補助金収入571,318千円によるものです。また、当四半期連結累計期間の営業外費用は109,237千円であります。この結果、経常損失は84,248千円となりました。

(特別損益並びに親会社株主に帰属する当期純損失)

特別損失を751千円計上しております。また、法人税等は79,669千円となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純損失は164,669千円となりました。

c. キャッシュ・フローの状況

キャッシュフローの分析につきましては「(1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

e. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、事業に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金については自己資金及び営業活動によるキャッシュ・フロー並びに金融機関からの短期借入金によって運営しております。保育事業の新規設備投資資金については、金融機関からの長期借入金により調達しております。なお、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,425,850千円となっており、当面事業を継続していく上で十分な流動性を確保しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

第4期連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社グループは保育の効率化に貢献すべく、保育分野のICT事業を展開しております。当該ICT事業においては、午睡・検温記録の自動化や保護者との連絡簿のツール化など、保育業務のICT化への取り組みを研究開発しております。

当連結会計年度における研究開発活動の金額は、20,729千円であります。

第5期第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

当社グループは保育の効率化に貢献すべく、保育分野のICT事業を展開しております。当該ICT事業においては、午睡・検温記録の自動化や保護者との連絡簿のツール化など、保育業務のICT化への取り組みを研究開発しております。

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は21,089千円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第4期連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

わが国では少子高齢化社会の中で労働人口を確保するために、認可保育所の整備促進が図られております。当社グループはこれに応じるべく、認可保育園の新規開設に最大限注力し、設備投資を継続して実施しております。

当連結会計年度は保育事業を中心とする1,183,642千円の設備投資を実施しました。

セグメント別の設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 保育事業

当連結会計年度は934,393千円の設備投資を実施しました。主な設備内容としては、新規保育施設の設備投資であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(2) 介護事業

当連結会計年度は114,239千円の設備投資を実施しました。主な設備内容としては、新規の介護施設の設備投資であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) ICT事業

当連結会計年度は52,436千円の設備投資を実施しました。主な設備内容としては、保育園運営管理システムにおける新規機能追加などのシステム投資であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(4) 全社(共通)

当連結会計年度は主に共有設備を中心とする75,823千円の設備投資を実施しました。また、その他事業等に関する投資を6,751千円実施しました。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

第5期第3四半期連結累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

当第3四半期連結累計期間は保育事業を中心とする1,078,983千円の設備投資を実施しました。

セグメント別の設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 保育事業

当第3四半期連結累計期間は984,685千円の設備投資を実施しました。主な設備内容としては、新規保育施設の設備投資であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(2) 介護事業

当第3四半期連結累計期間は35,522千円の設備投資を実施しました。主な設備内容としては、介護施設の設備投資であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) ICT事業

当第3四半期連結累計期間は53,238千円の設備投資を実施しました。主な設備内容としては、保育園運営管理システムにおける新規機能追加などのシステム投資であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(4) 全社(共通)

当第3四半期連結累計期間は主に共有設備を中心とする5,536千円の設備投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2018年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物及び構築物 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
東京オフィス (東京都墨田区)	全社(共通)	本社	25,961	22,584	48,545	38 (8)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品、車両運搬具、ソフトウェア、建設仮勘定であります。
 3. 従業員数の()は、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は年間の平均人数を外書しております。

(2) 国内子会社

2018年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				建物及び構築物 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社 global bridge	保育施設41施設	保育事業	保育施設内事業用設備	1,722,483	143,502	1,865,985	470 (213)
	介護施設13施設	介護事業	介護施設内事業用設備	139,928	11,159	151,087	55 (42)
株式会社 social solutions	東京オフィス (東京都墨田区)	ICT事業	事業用設備	122	67,380	67,502	7 (5)
株式会社 東京ライフケア	保育施設2施設	保育事業	保育施設内事業用設備	200,259	6,174	206,433	21 (17)
	介護施設1施設	介護事業	介護施設内事業用設備	19,464	2,252	21,716	6 (7)
株式会社 YUAN	介護施設1施設	介護事業	介護施設内事業用設備	260,891	124,325	385,216	11 (11)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 帳簿価額のうち、「その他」は機械及び装置、工具、器具及び備品、車両運搬具、土地、ソフトウェアであります。
 3. 従業員数の()は、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)の年間の平均人数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（2019年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設

当社グループの設備投資については、主に保育事業及び介護事業における施設内の内装工事等であり、重要な設備の新設計画は次のとおりであります。なお、現時点で自治体より認可等の内定を得られた施設のみを記載しております。

①提出会社

該当事項はありません。

②子会社（株式会社global bridge）

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年 月		完成後の増 加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
認可保育園 (千葉県 1園)	保育事業	保育設備	100,720	34,750	自己資金及 び借入金	2018年 12月	2019年 12月	定員 60名
認可保育園 (千葉県 9園)	保育事業	保育設備	819,600	77,618	自己資金及 び借入金	2019年 7月	2020年 4月	定員570名
認可保育園 (東京都 5園)	保育事業	保育設備	828,048	66,831	自己資金及 び借入金	2019年 7月	2020年 4月	定員314名
認可保育園 (大阪府 2園)	保育事業	保育設備	377,300	10,000	増資資金及 び自己資金 並びに借入 金	2019年 7月	2020年 4月	定員160名
認可保育園 (東京都 1園)	保育事業	保育設備	150,700	—	自己資金及 び借入金	2019年 7月	2020年 6月	定員60名

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,393,300	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,393,300	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権

決議年月日	2015年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 2 当社子会社取締役 1 子会社従業員 2
新株予約権の数(個)※	49,809[26,809]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 49,809[26,809]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	500
新株予約権の行使期間※	自 2017年12月22日 至 2025年12月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件※	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 最近事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

2. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割又は新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (a)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
- ⑨新株予約権の行使条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
3. 付与対象者の役職変更と行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社監査役1名、当社従業員2名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2016年12月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 1 当社子会社従業員 2
新株予約権の数(個)※	16,383[16,383]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 16,383[16,383]
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	500
新株予約権の行使期間※	自 2018年12月17日 至 2025年12月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件※	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)2

※ 最近事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

2. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割又は新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付

する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑨新株予約権の行使条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

3. 付与対象者の役職変更と行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員1名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2017年12月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)※	1,400[-]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 140,000[-] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	518 (注)2
新株予約権の行使期間※	自 2017年12月26日 至 2021年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 518 資本組入額 259
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※ 最近事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株

式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」）は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定します。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(a)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
(b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
- ⑨新株予約権の行使条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

5. 付与対象者がすべて行使したことにより、本書提出日現在における新株予約権の数はありません。

第5回新株予約権

決議年月日	2017年12月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 1
新株予約権の数(個)※	2,500[2,500]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 250,000[250,000] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	518 (注)2
新株予約権の行使期間※	自 2019年12月12日 至 2027年12月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 518 資本組入額 259
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)4

※ 最近事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、新株予約権を割当ての日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

2. 新株予約権行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」）は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（a）記載の資本金等増加限度額から上記（a）に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑨新株予約権の行使条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

5. 付与対象者の本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社監査役1名、当社従業員1名となっております。

株式報酬型第1回新株予約権

決議年月日	2019年4月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 子会社取締役 2
新株予約権の数（個）※	222[222]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 22,200[22,200] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1 (注) 2
新株予約権の行使期間※	自 2020年4月12日 至 2029年4月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 518 資本組入額 259
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 決議年月日（2019年4月12日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

2. 新株予約権行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

また、新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価（1株当たり517円）に、付与株式数を乗じた金額とする。これは新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が認める場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の行使条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
 - ⑨ 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
- ②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。
- ③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2015年11月25日 (注) 1	2,000,000	2,000,000	100,000	100,000	—	—
2017年8月15日 (注) 2	183,300	2,183,300	52,698	152,698	52,698	52,698
2017年9月1日 (注) 3	—	2,183,300	△52,698	100,000	—	52,698
2017年12月26日 (注) 4	23,500	2,206,800	5,875	105,875	5,875	58,573
2018年4月16日 (注) 5	—	2,206,800	△55,875	50,000	—	58,573
2018年12月18日 (注) 6	23,500	2,230,300	5,875	55,875	5,875	64,448
2019年1月28日 (注) 7	23,000	2,253,300	5,750	61,625	5,750	70,198
2019年1月28日 (注) 8	140,000	2,393,300	46,200	107,825	46,200	116,398

- (注) 1. 発行済株式総数並びに資本金及び資本準備金の増加は、会社設立によるものであります。
2. 第1回新株予約権の行使による増加183,300株によるものです。
3. 資本政策の機動性及び柔軟性を得るために、2017年8月14日の臨時株主総会の決議に基づき、資本金を減少させ、その他資本剰余金への振替を行っております。なお、資本金の減資割合は34.51%です。
4. 第2回新株予約権の行使による増加23,500株によるものです。
5. 資本政策の機動性及び柔軟性を得るために、2018年3月28日の臨時株主総会の決議に基づき、資本金を減少させ、その他資本剰余金への振替を行っております。なお、資本金の減資割合は52.77%です。
6. 第2回新株予約権の行使による増加23,500株によるものです。
7. 第2回新株予約権の行使による増加23,000株によるものです。
8. 第4回新株予約権の行使による増加140,000株によるものです。

(4) 【所有者別状況】

2019年10月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	3	5	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	13,795	—	—	10,137	23,932	100
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	57.6	—	—	42.4	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年10月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,393,200	23,932	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 100	—	—
発行済株式総数	2,393,300	—	—
総株主の議決権	—	23,932	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しており、将来の事業展開と財務体質強化のため必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としておりますが、当社は成長過程にあり、事業拡大に向けた積極的な設備投資や財務体質の強化等を優先しているため、これまで配当を実施しておりません。また、当事業年度においても同様の方針としております。将来的には内部留保の充実状況や株主への利益還元とのバランス等を踏まえて実施の判断を検討していきたいと考えております。

当社が配当を実施する場合、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針であります。これらの剰余金の配当は、期末配当については株主総会によって、中間配当については取締役会によって決議いたします。

内部留保資金が生じた場合につきましては、更なる事業の拡大に向け、新規施設開設などの設備投資等の原資として有効に活用していく予定です。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
最高(円)	—	—	518	—
最低(円)	—	—	518	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Market市場におけるものであります。

2. 2017年10月17日付で同取引所に株式を上場いたしましたので、第2期以前の株価については、該当ありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Market市場におけるものであります。

2. 2019年5月から2019年10月までの間、取引実績はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	貞松 成	1981年6月2日	2004年4月 ワタミフードサービス株式会社 (現ワタミ株式会社) 入社 2006年8月 株式会社Dreamers 取締役就任 2007年1月 株式会社global bridge設立 代表取締役就任(現任) 2015年11月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 2015年12月 株式会社social solutions設立 代表取締役就任(現任) 2016年11月 social investment株式会社 代表取締役就任(現任) 2018年7月 株式会社東京ライフケア 代表取締役就任(現任) 2018年7月 一般社団法人日本事業所内保育 団体連合会(現 一般社団法人 日本社会福祉マネジメント学 会) 代表理事就任(現任) 2018年12月 ㈱YUAN(現 ㈱global life care) 代表取締役就任(現任)	(注) 3	708,300 (注) 6
取締役	COO	加地 義孝	1974年11月3日	1997年4月 株式会社アオキインターナシ ョナル(現株式会社AOKIホールデ ィングス)入社 2016年12月 株式会社global bridge 取締役就任(現任) 2016年12月 当社取締役就任(現任) 2018年7月 株式会社東京ライフケア 取締役就任(現任) 2018年11月 ㈱YUAN(現 ㈱global life care) 代表取締役就任(現任)	(注) 3	—
取締役	CFO	樽見 伸二	1982年11月15日	2004年12月 新日本監査法人(現EY新日本有 限責任監査法人)入所 2011年2月 サクセスホールディングス株式 会社(現ライクキッズネクスト 株式会社)入社 2016年2月 PwCあらた監査法人(現PwCあら た有限責任監査法人)入所 2017年7月 樽見伸二公認会計士事務所開設 2017年12月 当社取締役就任(現任) 2018年8月 株式会社global bridge 取締役就任(現任) 2019年2月 株式会社social solutions 取締役就任(現任) 2019年2月 株式会社東京ライフケア 取締役就任(現任) 2019年2月 ㈱global life care 取締役就任(現任) 2019年2月 一般社団法人日本事業所内保育 団体連合会(現 日本社会福祉 マネジメント学会) 理事就任 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	野口 洋	1967年4月27日	1991年10月 センチュリー監査法人(現EY新 日本有限責任監査法人)入所 2004年1月 アミタ株式会社入社 2010年5月 株式会社サクセスアカデミー (現ライクアカデミー株式会社) 執行役員就任 2010年11月 サクセスホールディングス株式 会社(現ライクキッズネクスト 株式会社)へ転籍 2011年3月 同社取締役就任 2015年1月 同社代表取締役就任 2016年1月 株式会社トビムシ入社 2016年3月 同社代表取締役就任(現任) 2016年3月 当社取締役就任(現任) 2016年3月 エーゼロ株式会社 取締役就任 2016年3月 株式会社西栗倉・森の学校 取締役就任(現任) 2017年3月 株式会社東京・森と市庭 代表取締役就任(現任)	(注)3	—
常勤監査役	—	市村 浩子	1983年10月16日	2005年12月 新日本監査法人(現 EY新日本 有限責任監査法人)入所 2011年10月 (株)グラックス・アンド・アソシ エイツ入社 2012年11月 株式会社global bridge入社 2015年11月 当社取締役就任 2018年8月 当社内部監査人就任 2019年2月 当社常勤監査役就任(現任) 2019年2月 株式会社global bridge 監査役就任(現任) 2019年2月 株式会社social solutions 監査役就任(現任) 2019年2月 株式会社東京ライフケア 監査役就任(現任) 2019年2月 株式会社global life care 監査役就任(現任) 2019年2月 一般社団法人日本事業所内保育 団体連合会(現 一般社団法人 日本社会福祉マネジメント学 会) 監事就任(現任)	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	浅見 雅光	1949年7月8日	1973年7月 神田通信機株式会社入社 1980年1月 株式会社セブシーイレブン・ジャパン入社 1996年7月 アオキインターナショナル株式会社(現株式会社AOKIホールディングス)入社 1998年9月 株式会社クリエイト・エスディール入社 2003年4月 同社執行役員就任 2016年9月 株式会社global bridge入社 2017年3月 当社常勤監査役就任(現任) 2017年3月 株式会社global bridge 監査役就任(現任) 2017年3月 株式会社social solutions 監査役就任(現任) 2018年7月 株式会社東京ライフケア 監査役就任(現任) 2018年11月 株式会社YUAN(現㈱global life care) 監査役就任(現任) 2019年2月 一般社団法人日本事業所内保育 団体連合会(現 一般社団法人 日本社会福祉マネジメント学 会) 監事就任(現任)	(注) 5	—
監査役	—	松村 正哲	1970年11月19日	1997年4月 弁護士登録 東京弁護士会入会 森綜合事務所所属(現森・濱田 松本法律事務所) 2015年3月 松村綜合法律事務所開設(現 任) 2016年11月 霞ヶ関キャピタル株式会社 監査役就任(現任) 2017年3月 当社監査役就任(現任)	(注) 5	—
監査役	—	宮本 明男	1957年1月13日	1979年3月 プライスウォータハウス会計事 務所 入所 1991年11月 PwC税理士法人 入所 2017年7月 宮本明男公認会計士事務所 代表(現任) 2019年2月 当社監査役就任(現任) 2019年6月 ㈱Fast Fitness Japan 社外取締役 就任(現任)	(注) 5	—
計						708,300

- (注) 1. 取締役の野口洋氏は、社外取締役です。
2. 監査役 of 松村正哲氏及び宮本明男氏は、社外監査役です。
3. 2019年3月28日開催の定時株主総会終結の時から、2020年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4. 2019年2月7日開催の臨時株主総会終結の時から、2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5. 2017年8月14日開催の臨時株主総会終結の時から、2020年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。また、宮本明男氏は任期中に退任した佐藤剛氏の補欠として選任された2019年2月7日開催の臨時株主総会終結の時から、2020年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
6. 代表取締役貞松成氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるsocial investment株式会社が所有する株式を含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、保育事業や介護事業といった公共性の高い事業を営んでおります。このため、社会から広く信頼を得る企業として高品質かつ安全なサービスの提供を行うとともに、株主をはじめとしたステークホルダーの期待に応えるため企業価値の向上を図ることが求められ、法令遵守と経営の透明性確保が重要であると認識しております。

このような認識に基づき、当社グループは、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的な情報開示を行い、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めていく方針です。

② 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

企業統治の体制の概要及びその理由

当社は監査役会設置会社であり、会社法に規定する機関として、株主総会のほか、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行について自ら決定し、法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。

この体制が経営の効率性と健全性を確保し、当社の持続的な発展に有効であると判断しております。

1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

2) 監査役会

当社は、監査役制度を採用し、監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、原則として、毎月の定時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会及びその他重要会議へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役等からの職務遂行状況の聴取、重要書類の閲覧等の監査手続きを通じて、経営への監視機能を果たしております。なお、監査役監査及び内部監査各々の実効性をあげるべく、必要に応じて意見・情報の交換・聴取等を行っており、緊密な連携を行っております。

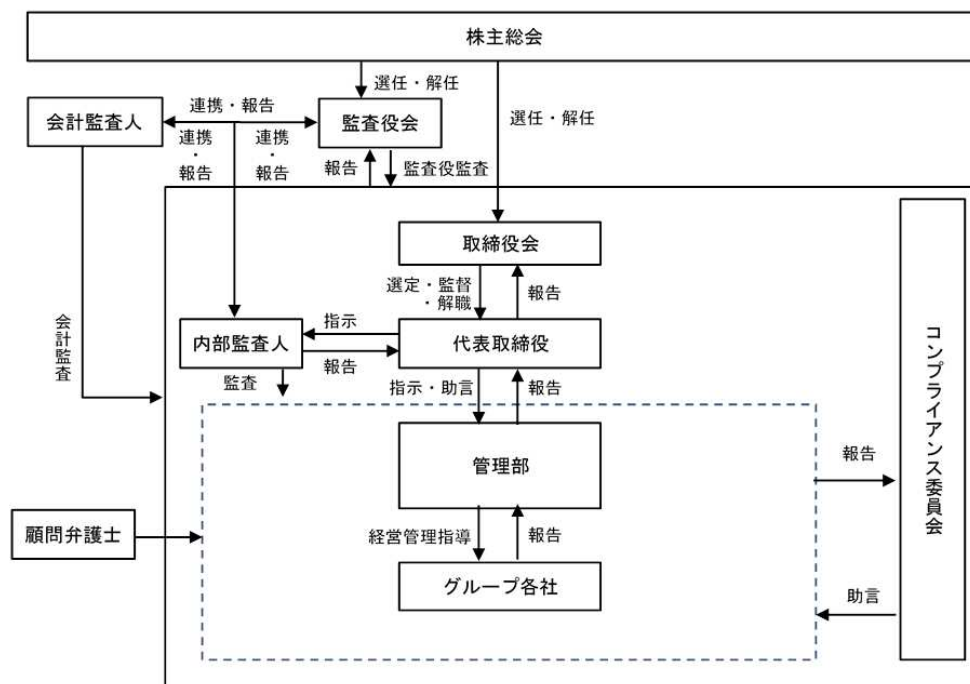
3) 内部監査

当社は、社長直轄の組織として内部監査専属の人員を2名配置し、被監査部門から独立した立場から監査を実施しております。監査に際しては、内部監査規程並びに内部監査計画に基づき、当社グループの全部門を対象に実施しております。

4) 会計監査人

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、小林昭夫氏、千葉達哉氏であり、PwCあらた有限責任監査法人に所属しています。継続監査年数につきましては、全員7年以内であるため、記載を省略しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士10名、その他20名です。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、会社法に基づき、取締役会決議によって、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。その概要は以下のとおりです。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社グループは、取締役及び従業員が法令及び社会通念などを遵守した行動をとるために「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」を作成し、取締役及び従業員に周知し、法令、定款及び反社会的勢力との取引断絶を企業活動の前提とすることを徹底する方針です。
 2. コンプライアンスに関する活動を推進するため、当社グループでは、取締役及び内部監査人で構成したコンプライアンス委員会を設置しております。全体に関する統括責任者として代表取締役を委員長に任命し、コンプライアンス体制の構築・維持には、コンプライアンス統括責任者と各部門責任者が連携してまいります。また、コンプライアンス活動の調整窓口として、管理部にコンプライアンス委員会事務局を設置しています。
 3. 内部監査人を設置し、内部監査方針、内部監査計画、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況などについて監査役会、会計監査人と連携するとともに、内部監査結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。
 4. 「内部通報規程」を定め、グループ全体における法令遵守の観点から、これに反する行為などを早期発見し是正するために「内部通報制度」を構築し、運用しております。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、それぞれの保存媒体に応じて法令・社内規程などに基づいて適時適切に閲覧可能な状態で管理・保存しております。
- c. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「危機管理規程」を作成し、全社的なリスク及び組織横断的さらには、各組織に発生するリスクの管理及び対応を実施しております。また、従来想定されていなかった種類のリスクが新たに生じた場合には、代表取締役が速やかに対応責任者を定め対応を実施しております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催しております。また、業務分掌及び職務権限を整理し、効率的な業務執行ができる体制を構築しております。

- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定め、事業及び経営に関する事項については、あらかじめ報告し、協議の上で決定するとともに、当社の取締役会で子会社の経営状況について報告を受け、経営の適正性について担保しております。
 2. 子会社の取締役には、当社の監査役以外の者若しくは従業員が就任するとともに、当社から監査役を派遣し、子会社の業務執行状況を監査し、業務の適正を確保する体制を構築しております。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における該当使用人に関する事項
当社は監査役からの求めに応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置する方針です。
- g. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事考課については、監査役の意見を聴取し、代表取締役はそれを尊重する方針としております。当該使用人に対する指示の実効性を担保するために、使用人への業務指示及び勤務管理等は、常勤監査役が実施することとしております。また、使用人の業務結果等は常勤監査役へ直接報告するものとし、それを常勤監査役が代表取締役へ報告するフローを構築しております。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人にその説明を受けております。
 2. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告を行う体制を構築しております。
 3. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告する体制を構築しております。
 4. 取締役及び使用人が、監査役へ報告したことを理由とする不利な取扱い及び報復行為等を禁止するものとしております。
- i. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行が円滑に行われるようにするため、一定の基準を定め、常勤監査役に直接の決裁権限を付与しております。また、前払についても事前申請の上で認めております。
- j. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役と定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行っており、また、必要に応じて監査法人あるいは内部監査人、弁護士との連携をとり、意見や情報の交換を行っております。
- k. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、経理規程及び各種管理規程を設け、適切な会計処理を行えるように努めております。
1. 反社会的勢力排除に向けた体制
当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力対応マニュアル」において定めており、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図っております。これらにより、当社グループの全ての役員及び従業員は反社会的勢力の絶縁が極めて重要なものと認識しております。社内的な体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は管理部と定め「反社会的勢力対応マニュアル」に従い反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」「内部通報規程」「危機管理規程」を定め、リスクの把握と顕在化を抑制しうる体制を構築しております。

さらに、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤ 内部監査及び監査役監査の状況

当社では、代表取締役直轄の組織として「内部監査人」を設置し、業務効率化や不正の未然防止をその目的に内部監査を実施しております。内部監査人は専任者2名とし、当社の定める「内部監査規程」に基づいて、業務運営と財産管理の実態を調査し、代表取締役に監査報告を行い、業務運営の改善に資する体制を確立しております。

監査役は取締役会及び重要会議への出席を通じて、取締役会の意思決定プロセスや決定内容等につき適法性を確認しております。また、重要書類の閲覧、従業員への聴取、現場往査を行う等して業務監査と会計監査を実施するとともに、監査役会においては監査役間の情報共有を行い、監査の実効性向上を図っております。なお、監査役は、会計監査人及び内部監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的な情報共有や意見交換等の相互連携を適宜行っており、効率的かつ効果的な監査を実現しております。

⑥ 社外取締役および社外監査役との関係について

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名です。社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する基準は設けておりませんが、選任にあたっては、会社法に定める社外性の要件を満たすだけでなく、東京証券取引所の独立役員等の基準等を参考にしております。

社外取締役の野口洋氏は、公認会計士の有資格者であるとともに上場会社の代表取締役の経験を有し、経営、会計・税務、法務面の高い知見により、多方面から当社経営に対する監督を行うことを期待し、社外取締役として選任しております。社外監査役2名の内、宮本明男氏は、公認会計士の有資格者であることから、会計・税務に関する高い見識を有しており、当社の監査活動に活かして頂けるものと期待し、社外監査役として選任しております。また、松村正哲氏は、弁護士の有資格者であることから、法務に関する高い見識を有し、当社の監査活動に活かして頂けるものと期待し、社外監査役として選任しております。

なお、社外取締役及び社外監査役は、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

⑦ 会計監査の状況

当社では、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、補助者として公認会計士10名その他20名で監査業務を実施しております。当社の会計監査を実施した者は、次のとおりであります。

氏名	所属する監査法人	継続監査年数
小林 昭夫	PwCあらた有限責任監査法人	(注)
千葉 達哉	PwCあらた有限責任監査法人	(注)

(注) 継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しています。

⑧ 役員報酬

1) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオ プション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	87,460	66,500	20,960	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	3,600	3,600	—	—	—	1
社外取締役	1,800	1,800	—	—	—	1
社外監査役	6,600	6,600	—	—	—	2

(注) 1. 上記は、2018年12月期の実績であります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 役員報酬限度額は、2015年12月21日開催の臨時株主総会決議により、取締役分については年額200百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）以内に、監査役分については年額100百万円以内と決議しております。

2) 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額等が1億円以上の役員が存在しないため、個別の役員毎の報酬開示を省略しております。

3) 使用人兼役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

4) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しており、各監査役については職務の内容、経験及び当社の状況等を確認のうえ監査役会により決定しております。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 株主総会決議事項を取締役会で決議する事ができるとした事項

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(自己株式の取得)

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(社外取締役及び社外監査役の責任限定)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った事による取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する事ができる旨、並びに、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠った事による損害賠償責任を、法令が定める額に限定する契約を締結する事ができる旨を定款に定めています。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備する事を目的とするものです。

⑬ 株式の保有状況

記載すべき事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	15,500	—	19,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	15,500	—	19,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、当社の規模及び特性、監査日数等の諸要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得たうえで決定しています。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2017年1月1日から2017年12月31日まで）及び当連結会計年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2017年1月1日から2017年12月31日まで）及び当事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年1月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に把握することができる体制を整備するため、監査法人等の主催するセミナーへの参加や、社内研修等を行っており、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,131,019	1,433,327
売掛金	190,082	192,686
未収入金	129,064	43,021
繰延税金資産	—	23,033
その他	88,546	127,003
貸倒引当金	△191	△296
流動資産合計	1,538,521	1,818,775
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,345,355	2,672,100
減価償却累計額	△116,354	△296,609
建物及び構築物（純額）	1,229,000	※1 2,375,490
機械及び装置	60,763	93,120
減価償却累計額	△6,618	△19,348
機械及び装置（純額）	54,145	73,772
車両運搬具	37,614	50,477
減価償却累計額	△22,045	△35,811
車両運搬具（純額）	15,568	14,666
建設仮勘定	177,550	360,774
土地	—	※1 120,198
その他	45,163	113,985
減価償却累計額	△7,078	△21,580
その他（純額）	38,085	92,405
有形固定資産合計	1,514,350	3,037,307
無形固定資産		
のれん	222,778	458,430
その他	45,325	102,100
無形固定資産合計	268,103	560,531
投資その他の資産		
投資有価証券	2,000	1,000
長期貸付金	101,372	125,822
敷金及び保証金	191,096	260,271
その他	103,225	153,851
投資その他の資産合計	397,694	540,945
固定資産合計	2,180,148	4,138,784
繰延資産		
株式交付費	534	334
繰延資産合計	534	334
資産合計	3,719,204	5,957,893

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	24,000	—
1年内返済予定の長期借入金	253,784	※1,※2 428,551
未払法人税等	26,414	24,662
賞与引当金	26,122	52,319
その他	396,354	530,145
流動負債合計	726,675	1,035,679
固定負債		
長期借入金	1,728,074	※1,※2 3,787,586
繰延税金負債	36,730	108,609
預り保証金	6,380	15,825
退職給付に係る負債	2,627	15,776
資産除去債務	120,134	244,039
その他	3,465	2,791
固定負債合計	1,897,412	4,174,629
負債合計	2,624,087	5,210,309
純資産の部		
株主資本		
資本金	105,875	55,875
資本剰余金	1,011,272	1,073,022
利益剰余金	△43,880	△426,802
株主資本合計	1,073,267	702,094
新株予約権	21,850	45,490
純資産合計	1,095,117	747,584
負債純資産合計	3,719,204	5,957,893

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2019年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		702,122
売掛金		322,219
未収入金		3,262
その他		265,126
貸倒引当金		△268
流動資産合計		1,292,463
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物		3,645,762
減価償却累計額		△433,442
建物及び構築物（純額）		※ 3,212,320
機械及び装置		140,417
減価償却累計額		△30,007
機械及び装置（純額）		110,410
車両運搬具		49,485
減価償却累計額		△41,936
車両運搬具（純額）		7,549
建設仮勘定		238,465
土地		※ 120,198
その他		245,074
減価償却累計額		△43,057
その他（純額）		202,016
有形固定資産合計		3,890,961
無形固定資産		
のれん		417,177
その他		135,244
無形固定資産合計		552,422
投資その他の資産		
投資有価証券		1,000
長期貸付金		138,781
敷金及び保証金		341,732
その他		146,135
投資その他の資産合計		627,648
固定資産合計		5,071,032
繰延資産		
株式交付費		183
繰延資産合計		183
資産合計		6,363,679

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2019年9月30日)

負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	※ 636,987
未払法人税等	58,951
未払費用	311,804
賞与引当金	39,082
その他	320,276
流動負債合計	1,367,100
固定負債	
長期借入金	※ 3,863,069
繰延税金負債	93,483
預り保証金	15,425
退職給付に係る負債	21,833
資産除去債務	310,875
その他	1,929
固定負債合計	4,306,616
負債合計	5,673,717
純資産の部	
株主資本	
資本金	107,825
資本剰余金	624,972
利益剰余金	△91,472
株主資本合計	641,325
新株予約権	48,637
純資産合計	689,962
負債純資産合計	6,363,679

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	2,595,841	3,787,864
売上原価	2,273,073	3,566,936
売上総利益	322,767	220,927
販売費及び一般管理費	※1, ※2 604,467	※1, ※2 960,648
営業損失(△)	△281,700	△739,721
営業外収益		
受取利息	351	602
受取配当金	0	0
設備補助金収入	306,989	470,787
その他	27,448	8,421
営業外収益合計	334,789	479,812
営業外費用		
支払利息	14,166	21,831
支払手数料	—	21,400
雑損失	4,266	26,476
営業外費用合計	18,432	69,708
経常利益又は経常損失(△)	34,656	△329,617
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 1,944
特別利益合計	—	1,944
特別損失		
固定資産売却損	※4 296	※4 1,570
固定資産除却損	※5 4,724	※5 1,011
施設閉鎖損失	—	8,500
減損損失	—	※6 31,284
特別損失合計	5,021	42,366
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	29,635	△370,039
法人税、住民税及び事業税	20,614	25,740
法人税等調整額	20,672	△12,857
法人税等合計	41,287	12,883
当期純損失(△)	△11,651	△382,922
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△11,651	△382,922

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純損失 (△)	△11,651	△382,922
包括利益	△11,651	△382,922
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△11,651	△382,922

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
売上高	4,378,019
売上原価	3,998,443
売上総利益	379,576
販売費及び一般管理費	※ 936,061
営業損失(△)	△556,485
営業外収益	
受取利息	504
設備補助金収入	571,318
その他	9,651
営業外収益合計	581,474
営業外費用	
支払利息	30,202
支払手数料	78,401
その他	633
営業外費用合計	109,237
経常損失(△)	△84,248
特別損失	
固定資産除却損	751
特別損失合計	751
税金等調整前四半期純損失(△)	△85,000
法人税等	79,669
四半期純損失(△)	△164,669
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△164,669

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
四半期純損失(△)	△164,669
四半期包括利益	△164,669
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△164,669

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	900,000	△32,228	967,771
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	58,573	58,573		117,147
減資	△52,698	52,698		—
新株予約権の発行				—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△11,651	△11,651
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	5,875	111,272	△11,651	105,495
当期末残高	105,875	1,011,272	△43,880	1,073,267

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	13,747	981,519
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	△13,747	103,400
減資		—
新株予約権の発行	19,880	19,880
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△11,651
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,970	1,970
当期変動額合計	8,102	113,598
当期末残高	21,850	1,095,117

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	105,875	1,011,272	△43,880	1,073,267
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	5,875	5,875		11,750
減資	△55,875	55,875		—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△382,922	△382,922
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	△50,000	61,750	△382,922	△371,172
当期末残高	55,875	1,073,022	△426,802	702,094

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	21,850	1,095,117
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		11,750
減資		—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△382,922
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23,640	23,640
当期変動額合計	23,640	△347,532
当期末残高	45,490	747,584

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	29,635	△370,039
減価償却費	97,031	213,560
株式報酬費用	1,970	23,640
のれん償却額	27,847	35,911
固定資産売却益	—	△1,944
設備補助金収入	△306,989	△470,787
貸倒引当金の増減額(△は減少)	138	△5
賞与引当金の増減額(△は減少)	14,887	22,539
受取利息及び受取配当金	△351	△602
支払利息	14,166	21,831
固定資産売却損	296	1,570
固定資産除却損	4,724	1,011
売上債権の増減額(△は増加)	△93,643	18,005
未払金の増減額(△は減少)	14,367	18,615
前受金の増減額(△は減少)	44,705	11,193
その他	83,444	64,299
小計	△67,769	△411,200
利息及び配当金の受取額	351	602
利息の支払額	△13,942	△21,636
法人税等の支払額	△2,452	△35,260
設備補助金の受取額	184,566	437,488
営業活動によるキャッシュ・フロー	100,754	△30,006
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△720,613	△1,037,028
無形固定資産の取得による支出	△31,654	△113,925
長期貸付けによる支出	△58,528	△31,286
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △238,719
長期前払費用の取得による支出	△1,294	△9,928
敷金及び保証金の差入による支出	△82,623	△65,379
保険積立金の積立による支出	△12,764	△560
出資金の回収による収入	—	1,000
その他	15,556	21,206
投資活動によるキャッシュ・フロー	△891,922	△1,474,622
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の発行による収入	18,030	—
株式の発行による収入	102,854	11,750
短期借入れによる収入	24,000	—
短期借入金の返済による支出	—	△24,000
長期借入れによる収入	783,000	2,090,000
長期借入金の返済による支出	△197,200	△271,414
財務活動によるキャッシュ・フロー	730,683	1,806,336
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△60,484	301,707
現金及び現金同等物の期首残高	1,184,627	1,124,143
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,124,143	※1 1,425,850

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社
連結子会社の名称
株式会社global bridge
株式会社social solutions

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社および関連会社数
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券
その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 3～22年
機械及び装置 8～17年
車両運搬具 2～6年

②無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費
株式交付費は、支出時から3年にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について変動金利によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については長期前払消費税等として、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社global bridge

株式会社social solutions

株式会社東京ライフケア

株式会社YUAN（2019年2月7日付で、社名を株式会社global life careに変更しております。）

上記のうち、株式会社東京ライフケア、株式会社YUANについては、当連結会計年度において新たに取得したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社および関連会社数

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～22年

機械及び装置 8～17年

車両運搬具 2～6年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時から3年にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理する方法を採用しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について変動金利によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については長期前払消費税等として、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準です。収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用する予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(会計上の見積りの変更)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(退職給付債務の計算方法に係る見積りの変更)

従来は原則法による計算に一定の高い水準の信頼性が得られなかったことにより簡便法を採用しておりましたが、当連結会計年度より計算において一定の高い水準の信頼性を確保できると判断し、当連結会計年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。(一部の連結子会社を除く)

この結果、当連結会計年度の営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失はそれぞれ10,789千円増加しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
建物及び構築物	一千円	432,212千円
土地	—	120,198
計		552,410

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	一千円	27,808千円
長期借入金	—	586,130
計	—	613,939

※2 財務制限条項

前連結会計年度 (2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2018年12月31日)

借入金400,000千円について以下のとおり財務制限条項が付されております。また、確約内容に反した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(確約内容)

各連結会計年度末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を前連結会計年度末の純資産合計の75%以上に維持すること。

当社は当連結会計年度末において、一時的に上記財務制限条項に抵触しておりますが、取引金融機関に財政状態・資金計画等を説明し、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
役員報酬	64,480千円	78,500千円
給料及び手当	138,851	194,285
退職給付費用	1,100	388
貸倒引当金繰入額	138	5
支払手数料	77,216	93,169
租税公課	99,961	131,034

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	一千円	20,729千円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
車両運搬具	一千円	1,944千円
計	—	1,944

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
車両運搬具	296千円	1,570千円
計	296	1,570

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
車両運搬具	487千円	7千円
建物	2,093	—
建物附属設備	1,545	—
有形固定資産(その他)	—	343
投資その他の資産(その他)	596	660
計	4,724	1,011

※6 減損損失

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
大阪府大阪市	介護施設	建物及び構築物等	11,181
千葉県千葉市	介護施設	建物及び構築物等	9,334
千葉県松戸市	介護施設	建物及び構築物等	9,022
東京都江戸川区	介護施設	建物及び構築物等	1,745

当社グループは、自治体からの許認可等を必要とする事業を営んでいることから、資産グルーピングについては、施設単位を基礎としつつも、自治体単位での出来店戦略及び認可取得等に与える影響等を考慮してグルーピングを行っております。

上記資産については収益性の低下が発生しており、帳簿価額を使用価値等の回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,000,000	206,800	—	2,206,800
合計	2,000,000	206,800	—	2,206,800
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	21,850
合計		—	—	—	—	—	21,850

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,206,800	23,500	—	2,230,300
合計	2,206,800	23,500	—	2,230,300
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	45,490
合計		—	—	—	—	—	45,490

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
現金及び預金勘定	1,131,019千円	1,433,327千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△6,876	△7,477
現金及び現金同等物	1,124,143	1,425,850

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(1)当連結会計年度に株式の取得により新たに株式会社東京ライフケアを連結したことに伴う、連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と株式取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	177,713千円
固定資産	245,888
のれん	161,279
流動負債	△ 33,268
固定負債	<u>△251,612</u>
株式の取得価額	300,000
現金及び現金同等物	<u>△154,060</u>
株式取得のための支出	<u>145,939</u>

(2)当連結会計年度に株式の取得により新たに株式会社YUANを連結したことに伴う、連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と株式取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	88,982千円
固定資産	394,498
のれん	110,284
流動負債	△ 34,321
固定負債	<u>△399,443</u>
株式の取得価額	160,000
現金及び現金同等物	<u>△ 67,219</u>
株式取得のための支出	<u>92,780</u>

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2017年12月31日)
1年内	54,750
1年超	290,974
合計	345,724

当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2018年12月31日)
1年内	59,869
1年超	385,362
合計	445,231

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので決算日後10年であります。金利の変動リスクに晒されているものもありますが、一部はデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金の支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

借入金の使途は運転資金及び設備資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は「経理規程」及び「職務権限規程」に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,131,019	1,131,019	—
(2) 売掛金	190,082		
貸倒引当金(*)	△191		
	189,891	189,891	—
(3) 敷金及び保証金	191,096	185,834	△5,262
資産計	1,512,007	1,506,745	△5,262
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,981,858	1,972,738	△9,119
負債計	1,981,858	1,972,738	△9,119
デリバティブ取引	—	—	—

(*)売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております（上記負債参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2017年12月31日)
非上場株式	2,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,131,019	—	—	—
売掛金	190,082	—	—	—
敷金及び保証金	8,933	25,689	103,123	53,349
合計	1,330,034	25,689	103,123	53,349

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	253,784	284,398	268,454	238,234	200,060	736,928
合計	253,784	284,398	268,454	238,234	200,060	736,928

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので決算日後22年であります。金利の変動リスクに晒されているものもありますが、一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金の支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

借入金の使途は運転資金及び設備資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は「経理規程」及び「職務権限規程」に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,433,327	1,433,327	—
(2) 売掛金	192,686		
貸倒引当金(*)	△296		
	192,389	192,389	—
資産計	1,625,717	1,625,717	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	4,216,137	4,229,010	12,872
負債計	4,216,137	4,229,010	12,872
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております（上記負債参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2018年12月31日)
非上場株式	1,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,433,327	—	—	—
売掛金	192,686	—	—	—
合計	1,626,014	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	428,551	519,519	487,856	452,776	416,762	1,910,671
合計	428,551	519,519	487,856	452,776	416,762	1,910,671

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (2017年12月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	159,080	115,580	(注)
合計			159,080	115,580	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2018年12月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	115,580	72,080	(注)
合計			115,580	72,080	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

当社及び連結子会社が有する退職一時金は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	250千円
退職給付費用	1,100
退職給付の支払額	△623
その他	1,900
退職給付に係る負債の期末残高	2,627

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	当連結会計年度 (2017年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,627千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,627
退職給付に係る負債	2,627
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,627

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度 1,100千円

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

連結財務諸表「注記事項（会計上の見積りの変更）」に記載した通り、当連結会計年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法へ変更しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、簡便法を適用している会社については、重要性が乏しいため、原則法による注記に含めて記載しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,627千円
勤務費用	1,826
退職給付の支払額	△200
原則法への変更に伴う増加額	10,789
その他	733
退職給付債務の期末残高	15,776

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	当連結会計年度 (2018年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	15,776千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,776
退職給付に係る負債	15,776
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,776

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
勤務費用	1,550千円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	10,789
確定給付制度に係る退職給付費用	12,339

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
割引率	0.00%

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
売上原価	—
販売費及び一般管理費	1,970

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 5名 当社従業員 2名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 2名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 1名 当社子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 183,300株	普通株式 140,000株	普通株式 25,317株
付与日	2015年12月22日	2015年12月22日	2016年12月17日
権利確定条件	①新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、継続して当社の取締役の地位にあることを要する。 ②新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。	①新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。 ②新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。 ③新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。	①新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。 ②新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。 ③新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2015年12月22日から 2017年8月21日まで	2017年12月22日から 2025年12月21日まで	2018年12月17日から 2025年12月16日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 4名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 140,000株	普通株式 250,000株
付与日	2017年12月26日	2017年12月26日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。</p>	<p>①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年12月26日から 2021年12月25日まで	2019年12月12日から 2027年12月11日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2017年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会計 年度末	—	111,702	25,317	—	—
付与	—	—	—	140,000	250,000
失効	—	4,467	5,956	—	—
権利確定	—	107,235	—	140,000	—
未確定残	—	—	19,361	—	250,000
権利確定後 (株)					
前連結会計 年度末	183,300	—	—	—	—
権利確定	—	107,235	—	140,000	—
権利行使	183,300	23,500	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	83,735	—	140,000	—

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格 (円)	500	500	500	518	518
行使時平均株 価 (円)	518	518	—	—	—
付与日におけ る公正な評価 単価 (円)	—	—	—	142	197

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
株価変動性	35.286%	40.804%
予想残存期間	4年	5.96年
予想配当	0円/株	0円/株
無リスク利子率	△0.114%	△0.094%

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額

1,855千円

②当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

3,722千円

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上原価の株式報酬費	—
一般管理費の株式報酬費	23,640

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 2名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 2名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 1名 当社子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 140,000株	普通株式 25,317株
付与日	2015年12月22日	2016年12月17日
権利確定条件	①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。 ②新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。 ③新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。	①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。 ②新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。 ③新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年12月22日から 2025年12月21日まで	2018年12月17日から 2025年12月16日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 4名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 140,000株	普通株式 250,000株
付与日	2017年12月26日	2017年12月26日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者の相続人による行使は認めない。</p>	<p>①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者の相続人による行使は認めない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年12月26日から 2021年12月25日まで	2019年12月12日から 2027年12月11日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2018年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計 年度末	—	19,361	—	250,000
付与	—	—	—	—
失効	—	2,978	—	—
権利確定	—	16,383	—	—
未確定残	—	—	—	250,000
権利確定後 (株)				
前連結会計 年度末	83,735	—	140,000	—
権利確定	—	16,383	—	—
権利行使	23,500	—	—	—
失効	10,426	—	—	—
未行使残	49,809	16,383	140,000	—

② 単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格 (円)	500	500	518	518
行使時平均株 価 (円)	518	—	—	—
付与日におけ る公正な評価 単価 (円)	—	—	142	197

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額

1,191千円

②当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

423千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (2017年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2017年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,173千円
賞与引当金	12,656
貸倒損失	7,203
未収入金	4,510
退職給付に係る負債	847
資産除去債務	40,253
未払事業税	2,706
その他	552
繰延税金資産小計	69,903
評価性引当額	△69,056
繰延税金資産合計	847
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△36,114
固定資産減価償却不足額	△1,071
保険積立金	△392
その他	△161
繰延税金負債合計	△37,738
繰延税金資産(負債)の純額	△36,891

(注) 繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (2017年12月31日)
流動負債－その他(繰延税金負債)	△161千円
固定負債－繰延税金負債	△36,730

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2017年12月31日)
法定実効税率	30.1%
(調整)	
住民税均等割、軽減税率(法人税)	21.2
評価性引当額の増減	56.3
のれん償却額	28.3
連結子会社の税率差異	4.2
その他	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	139.3

当連結会計年度（2018年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	83,395千円
賞与引当金	17,485
貸倒損失	7,233
未収入金	4,549
退職給付に係る負債	5,267
資産除去債務	82,443
減損損失	13,477
未払事業税	1,057
その他	15,350
繰延税金資産小計	230,260
評価性引当額	△190,602
繰延税金資産合計	39,658
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△72,872
固定資産圧縮積立金	△50,885
固定資産減価償却不足額	△1,081
その他	△1,500
繰延税金負債合計	△126,339
繰延税金資産（負債）の純額	△86,681
<p>（注） 繰延税金資産（負債）の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p>	

	当連結会計年度 (2018年12月31日)
流動資産－繰延税金資産	23,033千円
固定負債－繰延税金負債	△108,609

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

取得による企業結合

(株式会社東京ライフケア)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称 : 株式会社東京ライフケア

事業内容 : 保育事業及び介護事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社東京ライフケアは、東京都台東区において認可保育園2施設及び介護施設1施設の運営を主な事業としており、同社の株式を取得し子会社化することで、事業展開の充実を図るものです。

(3) 企業結合日

2018年7月31日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2018年8月1日から2018年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金 300,000千円

取得原価 300,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 2,254千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

161,279千円

(2) 発生原因

主として、保育事業と介護事業を展開する株式会社東京ライフケアが当社グループ化することによって期待されるシナジー効果による超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 177,713千円

固定資産 245,888

資産合計 423,601

流動負債 33,268

固定負債 251,612

負債合計 284,880

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の

概算額及びその算定方法

売上高 190,318千円

営業利益 6,517

経常利益 6,216

税金等調整前当期純利益 6,586

親会社株主に帰属する当期純利益 1,180

1株当たり当期純利益 0.53円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(株式会社YUAN)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称 : 株式会社YUAN

事業内容 : 介護事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社YUANは大阪府大阪市において介護施設1施設の運営を主な事業としており、同社の株式を取得し子会社化することで、事業展開の充実を図るものです。

(3) 企業結合日

2018年11月30日 (株式取得日)

2018年12月31日 (みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

2019年2月7日付で、「株式会社global life care」に変更しております。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2018年12月31日をみなし取得日としているため、2018年12月期は業績を取り込んでおりません。2019年12月期の期首から連結財務諸表の業績に取り込まれる予定です。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金 160,000千円

取得原価 160,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 21,500千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

110,284千円

(2) 発生原因

主として、介護事業を展開する株式会社YUANが当社グループ化することによって期待されるシナジー効果による超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 88,982千円

固定資産 394,498

資産合計 483,480

流動負債 34,321

固定負債 399,443

負債合計 433,764

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	175,120千円
営業利益	50,664
経常利益	60,180
税金等調整前当期純利益	60,180
親会社株主に帰属する当期純利益	39,839
1株当たり当期純利益	18.04円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

保育及び介護設備等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主に使用見込期間を取得から12年から22年と見積り、割引率は0.248%から0.997%を用いて資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
期首残高	75,673千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	45,294
時の経過による調整額	725
履行による減少額	△1,558
期末残高	120,134

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

保育及び介護設備等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主に使用見込期間を取得から12年から22年と見積り、割引率は0.248%から0.997%を用いて資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
期首残高	120,134千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	122,740
時の経過による調整額	1,165
期末残高	244,039

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、役務の提供先、損益管理単位別に事業部等を置き、事業活動を展開しております。したがって、当社グループは、事業部等を基礎とした、役務の提供先、損益管理単位別の事業セグメントから構成されており、「保育事業」、「介護事業」及び「ICT事業」の3つの報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

- ① 保育事業 直営保育施設の運営
- ② 介護事業 放課後等デイサービス・介護施設等の運営
- ③ ICT事業 保育園運営管理システムの販売等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	保育事業	介護事業	ICT事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	2,130,505	338,131	75,918	2,544,555	51,285	2,595,841	—	2,595,841
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	20,749	20,749	305	21,055	△21,055	—
計	2,130,505	338,131	96,668	2,565,305	51,591	2,616,897	△21,055	2,595,841
セグメント利益又は損失(△)	144,830	△19,305	31,647	157,172	20,834	178,007	△459,707	△281,700
セグメント資産	2,459,327	190,134	68,091	2,717,554	17,400	2,734,954	984,249	3,719,204
その他の項目								
減価償却費	66,285	19,099	9,089	94,474	164	94,638	2,392	97,031
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	750,209	67,064	37,972	855,246	176	855,422	21,127	876,550

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産転貸借事業等を含んでおります。

2. 調整額は、次のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△459,707千円は、各報告セグメントに配分できない全社費用等です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
- (2) セグメント資産の調整額984,249千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産です。主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金等です。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額21,127千円は、報告セグメントに帰属しない設備等の投資額であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、役務の提供先、損益管理単位別に事業部等を置き、事業活動を展開しております。したがって、当社グループは、事業部等を基礎とした、役務の提供先、損益管理単位別の事業セグメントから構成されており、「保育事業」、「介護事業」及び「ICT事業」の3つの報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

- ① 保育事業 直営保育施設の運営
- ② 介護事業 放課後等デイサービス・介護施設等の運営
- ③ ICT事業 保育園運営管理システムの販売等

(3) 新規連結子会社の増加

(株式会社東京ライフケア)

(企業結合等関係)の注記に記載のとおり、2018年7月31日付で株式会社東京ライフケアの株式を取得し連結子会社化いたしました。2018年12月期の連結財務諸表及びセグメント情報においては、同社の2018年8月1日から2018年12月31日までの業績を含めております。

(株式会社YUAN)

(企業結合等関係)の注記に記載のとおり、2018年11月30日付で株式会社YUANの株式を取得し連結子会社化いたしました。2018年12月期の連結財務諸表及びセグメント情報においては、同社の2018年12月31日時点の貸借対照表を含めておりますが、同社の業績は含めておりません。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	保育事業	介護事業	ICT事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	3,233,214	418,496	90,868	3,742,579	45,284	3,787,864	—	3,787,864
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	30,818	30,818	—	30,818	△30,818	—
計	3,233,214	418,496	121,686	3,773,397	45,284	3,818,682	△30,818	3,787,864
セグメント利益又は損失(△)	166,753	△111,021	5,588	61,320	20,924	82,245	△821,966	△739,721
セグメント資産	3,596,487	899,547	192,044	4,688,078	16,749	4,704,828	1,253,065	5,957,893
その他の項目								
減価償却費	120,414	25,521	16,812	162,748	371	163,119	50,440	213,560
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	934,393	114,239	52,436	1,101,069	6,750	1,107,819	75,823	1,183,642

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産転貸借事業等を含んでおります。

2. 調整額は、次のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△821,966千円は、主に各報告セグメントに配分できない全社費用等です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
- (2) セグメント資産の調整額1,253,065千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産です。主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金等です。

- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額75,823千円は、主に報告セグメントに帰属しない共有資産等の投資額であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大阪府大阪市	432,291	保育事業、介護事業
千葉県船橋市	308,382	保育事業
東京都豊島区	271,250	保育事業
千葉県千葉市	258,912	保育事業、介護事業

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大阪府大阪市	643,903	保育事業、介護事業
千葉県船橋市	403,142	保育事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(単位：千円)

	保育事業	介護事業	I C T事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	31,284	—	—	—	31,284

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

(単位：千円)

	保育事業	介護事業	I C T事業	その他	全社・消去 (注)	合計
当期償却額	—	—	—	—	27,847	27,847
当期末残高	—	—	—	—	222,778	222,778

(注) 「全社・消去」の金額は、報告セグメントに帰属しない全社に係る金額です。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	保育事業	介護事業	I C T事業	その他	全社・消去 (注)	合計
当期償却額	—	—	—	—	35,911	35,911
当期末残高	—	110,284	—	—	348,146	458,430

（注）「全社・消去」の金額は、報告セグメントに帰属しない全社に係る金額です。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	貞松成	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 9.4 間接14.3	債務被保証	リース契約等の債務被保証 (注)	3,232	-	-
							新株予約権の行使	117,147	-	-

(注) リース契約等に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額は年間リース支払料を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	貞松成	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 9.4 間接14.3	債務被保証	借入契約の債務被保証 (注) 1	59,946	-	-
							リース契約等の債務被保証 (注) 2	112,182	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額は、期末借入金残高を記載しております。

2. リース契約等に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額は、年間リース支払料を記載しております。

2. 親会社及び重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社アニヴェルセルHOLDINGS（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	貞松成	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接10.3 間接14.1	新株予約権との関係	新株予約権の行使	11,750	—	—

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	貞松成	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接10.3 間接14.1	債務被保証	借入契約の債務被保証 (注) 1	31,128	—	—
							リース契約等の債務被保証 (注) 2	38,309	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額は、期末借入金残高を記載しております。

2. リース契約等に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額は、年間リース支払料を記載しております。

2. 親会社及び重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社アニヴェルセルHOLDINGS（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
1株当たり純資産額	486.35円
1株当たり当期純損失金額(△)	△5.62円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額(△) (千円)	△11,651
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純損失金額 (△)(千円)	△11,651
普通株式の期中平均株式数(株)	2,072,308
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権2種類 第4回新株予約権 (新株予約権の数 1,400個、普通株式140,000株) 第5回新株予約権 (新株予約権の数 2,500個、普通株式250,000株)

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当連結会計年度 (2017年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,095,117
純資産の部の合計額から控除する金額(千 円)	21,850
(うち新株予約権(千円))	(21,850)
うち非支配株主持分(千円)	(—)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,073,267
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(株)	2,206,800

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	314.80円
1株当たり当期純損失金額(△)	△173.38円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額 (△) (千円)	△382,922
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純損失金額(△) (千円)	△382,922
普通株式の期中平均株式数(株)	2,208,608
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権2種類 第4回新株予約権 (新株予約権の数1,400個、普通株式 140,000株) 第5回新株予約権 (新株予約権の数2,500個、普通株式 250,000株)

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当連結会計年度 (2018年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	747,584
純資産の部の合計額から控除する金額(千 円)	45,490
(うち新株予約権(千円))	(45,490)
(うち非支配株主持分(千円))	(-)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	702,094
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(株)	2,230,300

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の割当)

当社は、2019年3月28日開催の取締役会における決議に基づき、2019年4月12日開催の取締役会にて当社取締役等に対して新株予約権を割当てる旨の決議をし、2019年4月12日に割当てをいたしました。

1. 新株予約権の割当対象者及び割当てる新株予約権の総数

当社取締役(社外取締役を除く) 3名 188個

当社子会社取締役(社外取締役を除く) 2名 34個

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株)

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価(1株当たり517円)に、付与株式数を乗じた金額とする。

これは新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の割当日

2019年4月12日

(その他資本剰余金の額の減少及び剰余金の処分について)

2019年9月7日開催の当社臨時株主総会において、その他資本剰余金の処分の議案が決議されました。

1. その他資本剰余金の処分の目的

利益剰余金が欠損となっているため、財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を処分し、同額の利益剰余金を増加させるものであります。

2. その他資本剰余金の額の減少の要領

①減少する剰余金の項目及びその金額

その他資本剰余金 500,000千円

②増加する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 500,000千円

3. 剰余金処分に関する日程

取締役会決議日 2019年8月23日

株主総会決議日 2019年9月7日

効力発生日 2019年9月13日

(子会社の増資)

当社は、2019年9月9日開催の取締役会において、当社子会社である株式会社global bridgeの増資引受を決議いたしました。

1. 増資の目的

当社子会社の株式会社global bridgeの資本充実のため。

2. 子会社の概要

- (1) 会社名 : 株式会社global bridge
- (2) 代表者名 : 貞松 成
- (3) 所在地 : 東京都墨田区錦糸一丁目2番1号
- (4) 設立年月日 : 2007年1月22日
- (5) 事業内容 : 認可保育所の運営等
- (6) 増資前の資本金 : 100,000千円
- (7) 出資比率 : 当社100%

3. 増資の概要

- (1) 増資額 : 500,000千円
- (2) 増資後の資本金 : 350,000千円
- (3) 払込日 : 2019年9月9日
- (4) 増資後の出資比率 : 当社100%

【注記事項】

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会の支配を獲得したことにより新たに連結の範囲に含めました。

(会計方針の変更)

(消費税等の会計処理)

従来、固定資産に係る控除対象外消費税等については長期前払消費税等として、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行ってまいりました。2019年期中より消費税率が変更になることを契機に、当社グループの固定資産に係る控除対象外消費税等の実態を鑑みて、第1四半期連結会計期間より取得した固定資産に係る控除対象外消費税等を個々の資産の取得原価に算入する方法へ変更することにいたしました。

当該変更に伴う当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)	
建物及び構築物	414,135千円
土地	120,198
計	534,334

担保付債務は、次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)	
1年内返済予定の長期借入金	29,124千円
長期借入金	564,702
計	593,826

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	
減価償却費	204,461千円
のれんの償却額	41,252

(株主資本等関係)

株主資本の金額の著しい変動

(新株予約権の行使に関する払込)

当社は、第1四半期連結会計期間において新株予約権の行使に関する払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が51,950千円、資本準備金が51,950千円増加し、第3四半期連結会計期間末において資本金が107,825千円、資本準備金が116,398千円となっております。

(その他資本剰余金の額の減少及び剰余金の処分について)

当社は、2019年9月7日開催の臨時株主総会において、財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金を処分し、同額の利益剰余金を増加させることを決議いたしました。これにより、当第3四半期連結累計期間において資本剰余金が500,000千円減少し、利益剰余金が500,000千円増加しました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	保育事業	介護事業	I C T事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	3,684,533	552,891	72,481	4,309,906	68,113	4,378,019	—	4,378,019
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	38,743	38,743	—	38,743	△38,743	—
計	3,684,533	552,891	111,225	4,348,649	68,113	4,416,763	△38,743	4,378,019
セグメント利益又は損失(△)	108,882	10,643	△9,547	109,977	38,431	148,409	△704,895	△556,485

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産転貸借賃貸等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△704,895千円は、各報告セグメントに配分できない全社費用等です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費です。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△69円28銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△) (千円)	△164,669
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(千円)	△164,669
普通株式の期中平均株式数(株)	2,377,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2019年4月12日開催の取締役会決議による株式報酬型第1回新株予約権 新株予約権の数 222個 (普通株式 22,200株)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	24,000	—	—	
1年以内に返済予定の長期借入金	253,784	428,551	0.9	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,728,074	3,787,586	0.8	2020年～2041年
合計	2,005,858	4,216,137	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	519,519	487,856	452,776	416,762

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	120,353	45,674
前払費用	6,851	19,537
関係会社未収入金	352,370	26,780
関係会社短期貸付金	—	543,674
その他	3,731	14,330
貸倒引当金	—	△34,000
流動資産合計	483,307	615,997
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,412	27,741
減価償却累計額	△290	△1,780
建物（純額）	12,122	25,961
車両運搬具	2,720	3,527
減価償却累計額	△1,076	△646
車両運搬具（純額）	1,643	2,880
建設仮勘定	—	8,773
その他	8,313	9,128
減価償却累計額	△460	△1,749
その他（純額）	7,853	7,378
有形固定資産合計	21,619	44,994
無形固定資産	1,900	4,465
投資その他の資産		
関係会社株式	720,620	1,140,809
関係会社長期貸付金	—	104,118
敷金及び保証金	13,563	22,204
その他	1,615	12
投資その他の資産合計	735,799	1,267,145
固定資産合計	759,318	1,316,605
繰延資産		
株式交付費	534	334
繰延資産合計	534	334
資産合計	1,243,160	1,932,937

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	6,900	77,260
未払金	14,936	26,309
未払法人税等	13,629	1,815
賞与引当金	—	5,705
その他	22,514	26,012
流動負債合計	57,981	137,101
固定負債		
長期借入金	37,950	※3 908,190
繰延税金負債	496	5,223
退職給付引当金	940	550
その他	2,651	16,964
固定負債合計	42,038	930,929
負債合計	100,019	1,068,031
純資産の部		
株主資本		
資本金	105,875	55,875
資本剰余金		
資本準備金	58,573	64,448
その他資本剰余金	952,698	1,008,573
資本剰余金合計	1,011,272	1,073,022
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,143	△309,481
利益剰余金合計	4,143	△309,481
株主資本合計	1,121,290	819,416
新株予約権	21,850	45,490
純資産合計	1,143,140	864,906
負債純資産合計	1,243,160	1,932,937

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業収益	※1 321,458	※1 290,410
営業費用		
販売費及び一般管理費	※2 296,123	※2 514,867
営業費用合計	296,123	514,867
営業利益又は営業損失(△)	25,335	△224,456
営業外収益		
受取利息	2,372	1
保険解約益	—	2,422
その他	211	—
営業外収益合計	2,583	2,424
営業外費用		
支払利息	150	2,457
支払手数料	—	21,400
その他	110	200
営業外費用合計	261	24,058
経常利益又は経常損失(△)	27,657	△246,090
特別利益		
固定資産売却益	—	※3 1,944
特別利益合計	—	1,944
特別損失		
固定資産売却損	—	※4 1,544
固定資産除却損	※5 3,789	—
関係会社株式評価損	—	59,811
特別損失合計	3,789	61,356
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	23,868	△305,502
法人税、住民税及び事業税	7,740	2,290
法人税等調整額	3,749	5,831
法人税等合計	11,489	8,121
当期純利益又は当期純損失(△)	12,378	△313,624

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	100,000	—	900,000	900,000	△8,235	△8,235	991,764
当期変動額							
当期純利益					12,378	12,378	12,378
新株の発行（新株予約 権の行使）	58,573	58,573		58,573			117,147
減資	△52,698		52,698	52,698			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							—
当期変動額合計	5,875	58,573	52,698	111,272	12,378	12,378	129,525
当期末残高	105,875	58,573	952,698	1,011,272	4,143	4,143	1,121,290

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	13,747	1,005,512
当期変動額		
当期純利益		12,378
新株の発行（新株予約 権の行使）		117,147
減資		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8,102	8,102
当期変動額合計	8,102	137,628
当期末残高	21,850	1,143,140

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	105,875	58,573	952,698	1,011,272	4,143	4,143	1,121,290
当期変動額							
当期純損失（△）					△313,624	△313,624	△313,624
新株の発行（新株予約 権の行使）	5,875	5,875		5,875			11,750
減資	△55,875		55,875	55,875			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							—
当期変動額合計	△50,000	5,875	55,875	61,750	△313,624	△313,624	△301,874
当期末残高	55,875	64,448	1,008,573	1,073,022	△309,481	△309,481	819,416

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	21,850	1,143,140
当期変動額		
当期純損失（△）		△313,624
新株の発行（新株予約 権の行使）		11,750
減資		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23,640	23,640
当期変動額合計	23,640	△278,234
当期末残高	45,490	864,906

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

車両運搬具 4年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時から3年にわたり定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

車両運搬具 4年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時から3年にわたり定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理する方法を採用しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法を採用しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

従来は原則法による計算に一定の高い水準の信頼性が得られなかったことにより簡便法を採用していましたが、当事業年度より計算において一定の高い水準の信頼性を確保できると判断し、当事業年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。なお、当該変更による影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

前事業年度（2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2018年12月31日）

該当事項はありません。

2 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証等を行っております。

債務保証

	前事業年度 (2017年12月31日)		当事業年度 (2018年12月31日)
株global bridge(借入債務)	9,620千円	株global bridge(借入債務)	8,060千円
計	9,620	計	8,060

※3 財務制限条項

前事業年度（2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2018年12月31日）

借入金400,000千円について以下のとおり財務制限条項が付されております。また、確約内容に反した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(確約内容)

各連結会計年度末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を前連結会計年度末の純資産合計の75%以上に維持すること。

当社は当事業年度末において、一時的に上記財務制限条項に抵触しておりますが、取引金融機関に財政状態・資金計画等を説明し、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業収益	321,458千円	290,410千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度1%、当事業年度4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99%、当事業年度96%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
役員報酬	64,480千円	77,730千円
給料及び手当	63,295	117,703
支払手数料	60,430	73,187

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
車両運搬具	一千円	1,944千円
計	—	1,944

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
車両運搬具	一千円	1,544千円
計	—	1,544

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
建物	3,789千円	一千円
計	3,789	—

(有価証券関係)

前事業年度 (2017年12月31日)

関係会社株式720,620千円 (貸借対照表計上額は子会社株式720,620千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2018年12月31日)

関係会社株式1,140,809千円 (貸借対照表計上額は子会社株式1,140,809千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2017年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2017年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,979千円
退職給付引当金	280
資産除去債務	792
繰延税金資産小計	3,051
評価性引当額	△2,771
繰延税金資産合計	280
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△771
その他	△5
繰延税金負債合計	△777
繰延税金資産(負債)の純額	△496

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2017年12月31日)
法定実効税率	30.1%
(調整)	
住民税均等割、軽減税率 (法人税)	4.0
評価性引当額の増減	9.5
永久差異	2.5
その他	2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.1

当事業年度（2018年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	64,420千円
資産除去債務	5,698
賞与引当金	1,916
関係会社株式評価損	20,090
貸倒引当金	11,420
その他	184
繰延税金資産小計	103,729
評価性引当額	△103,544
繰延税金資産合計	184
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△5,402
その他	△1,110
繰延税金負債合計	△6,513
繰延税金資産(負債)の純額	△6,328

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当事業年度 (2018年12月31日)
流動負債－その他	△1,104千円
固定負債－繰延税金負債	△5,223

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の割当)

当社は、2019年3月28日開催の取締役会における決議に基づき、2019年4月12日開催の取締役会にて当社取締役等に対して新株予約権を割当てする旨の決議をし、2019年4月12日に割当てをいたしました。

1. 新株予約権の割当対象者及び割当てする新株予約権の総数

当社取締役(社外取締役を除く) 3名 188個

当社子会社取締役(社外取締役を除く) 2名 34個

(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株)

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価(1株当たり517円)に、付与株式数を乗じた金額とする。

これは新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権の割当日

2019年4月12日

(その他資本剰余金の額の減少及び剰余金の処分について)

2019年9月7日開催の当社臨時株主総会において、その他資本剰余金の処分の議案が決議されました。

1. その他資本剰余金の処分の目的

利益剰余金が欠損となっているため、財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を処分し、同額の利益剰余金を増加させるものであります。

2. その他資本剰余金の額の減少の要領

①減少する剰余金の項目及びその金額

その他資本剰余金 500,000千円

②増加する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 500,000千円

3. 剰余金処分に関する日程

取締役会決議日 2019年8月23日

株主総会決議日 2019年9月7日

効力発生日 2019年9月13日

(子会社の増資)

当社は、2019年9月9日開催の臨時取締役会において、当社子会社である株式会社global bridgeの増資引受を決議いたしました。

1. 増資の目的

当社子会社の株式会社global bridgeの資本充実のため。

2. 子会社の概要

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 会社名 | : 株式会社global bridge |
| (2) 代表者名 | : 貞松 成 |
| (3) 所在地 | : 東京都墨田区錦糸一丁目2番1号 |
| (4) 設立年月日 | : 2007年1月22日 |
| (5) 事業内容 | : 認可保育所の運営等 |
| (6) 増資前の資本金 | : 100,000千円 |
| (7) 出資比率 | : 当社100% |

3. 増資の概要

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 増資額 | : 500,000千円 |
| (2) 増資後の資本金 | : 350,000千円 |
| (3) 払込日 | : 2019年9月9日 |
| (4) 増資後の出資比率 | : 当社100% |

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	12,412	15,328	-	27,741	1,780	1,393	25,961
車両運搬具	2,720	3,527	2,720	3,527	646	760	2,880
その他	8,313	1,412	597	9,128	1,749	1,887	7,378
建設仮勘定	-	※21,354	12,580	8,773	-	-	8,773
有形固定資産計	23,447	41,621	15,899	49,170	4,176	4,040	44,994
無形固定資産							
その他	2,072	3,399	-	5,471	1,005	833	4,465
無形固定資産計	2,072	3,399	-	5,471	1,005	833	4,465
繰延資産							
株式交付費	601	-	-	601	267	200	334
繰延資産計	601	-	-	601	267	200	334

※：主に本社建物への設備投資により増加しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	-	34,000	-	-	34,000
賞与引当金	-	5,705	-	-	5,705

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	期末配当 毎年12月31日 中間配当 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	(注) 1
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載のURLは、次のとおりです。 https://globalbridge-hd.com/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しており、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式であることから、該当事項はありません。

2. 当社定款の定めにより、単元株式未満の株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年 8月15日	—	—	—	貞松 成	東京都墨田区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	183,300	91,650,000 (500) (注)4	新株予約権の権利行使
2017年 10月17日	青木 拓憲	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	(株)アニヴェルセルHOLDINGS代表取締役青木 柁允	東京都港区北青山三丁目5番25号	特別利害関係者等(大株主上位10名、親会社等)	100	51,800 (518) (注)5	所有者の事情による
2017年 12月26日	—	—	—	貞松 成	東京都墨田区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	23,500	11,750,000 (500) (注)4	新株予約権の権利行使
2018年 12月18日	—	—	—	貞松 成	東京都墨田区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	23,500	11,750,000 (500) (注)4	新株予約権の権利行使
2019年 1月28日	—	—	—	貞松 成	東京都墨田区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	23,000	11,500,000 (500) (注)4	新株予約権の権利行使
2019年 1月28日	—	—	—	貞松 成	東京都墨田区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	140,000	72,520,000 (518) (注)4	新株予約権の権利行使

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2017年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 移動価格は、移動時における東京証券取引所 TOKYO PRO Marketの市場価格であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2017年12月26日	2017年12月26日	2019年4月12日
種類	第4回新株予約権 (ストックオプション)	第5回新株予約権 (ストックオプション)	株式報酬型第1回新株予約権
発行数	普通株式 140,000株	普通株式 250,000株	普通株式 22,200株
発行価格	518円 (注)3.	518円 (注)3.	518円 (注)3.
資本組入額	259円	259円	259円
発行価額の総額	72,520,000円	129,500,000円	11,499,600円
資本組入額の総額	36,260,000円	64,750,000円	5,749,800円
発行方法	2017年12月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2017年12月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2019年4月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションの付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2018年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、第三者評価機関である山田FAS株式会社、当社の株価情報などを考慮して、ブラック・ショールズモデルによって算出した価格を参考に決定した価格であります。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下の通りとなっております。

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき518円	1株につき518円	1株につき1円
行使期間	自 2017年12月26日 至 2021年12月25日	自 2019年12月12日 至 2027年12月11日	自 2020年4月12日 至 2029年4月11日
行使の条件	(注)1. 2	(注)1. 2	(注)3. 4
新株予約権の譲渡に関する事項	注5	注5	注5

(注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。

2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
3. 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が認める場合はこの限りではない。
4. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

2017年12月11日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
貞松 成	東京都墨田区	会社役員	140,000	72,520,000 (518)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)

新株予約権②

2017年12月11日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
貞松 成	東京都墨田区	会社役員	160,000	82,880,000 (518)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)
市村 浩子	東京都墨田区	会社役員	20,000	10,360,000 (518)	特別利害関係者等 (当社の取締役※)
加地 義孝	神奈川県横浜市緑区	会社役員	20,000	10,360,000 (518)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
樽見 伸二	東京都墨田区	会社役員	30,000	15,540,000 (518)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
三村 武史	東京都墨田区	会社役員	20,000	10,360,000 (518)	特別利害関係者等 (当社の子会社の取締役)、当社の従業員

※：本書提出日現在は当社の監査役となっております。

新株予約権③

2019年4月12日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
貞松 成	東京都墨田区	会社役員	15,400	7,977,200 (518)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)
加地 義孝	神奈川県横浜市緑区	会社役員	1,700	880,600 (518)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
樽見 伸二	東京都墨田区	会社役員	1,700	880,600 (518)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
三村 武史	東京都墨田区	会社役員	1,700	880,600 (518)	特別利害関係者等 (当社の子会社の取締役)、当社の従業員
石塚 康志	東京都江戸川区	会社役員	1,700	880,600 (518)	特別利害関係者等 (当社の子会社の取締役)

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
㈱アニヴェルセルHOLDINGS(注)1	東京都港区北青山三丁目5番30号	1,064,550	39.30
青木 拓憲(注)1	東京都渋谷区	599,900	22.15
貞松 成(注)1,2,5,6	東京都墨田区	568,700 (175,400)	21.00 (6.48)
social investment㈱(注)1,3	東京都墨田区向島五丁目31番2号	315,000	11.63
加地 義孝(注)4,5	神奈川県横浜市緑区	32,126 (32,126)	1.19 (1.19)
三村 武史(注)5,6,10	東京都墨田区	32,126 (32,126)	1.19 (1.19)
樽見 伸二(注)4,5,6	東京都墨田区	31,700 (31,700)	1.17 (1.17)
市村 浩子(注)7,8,9	東京都墨田区	30,426 (30,426)	1.12 (1.12)
SMBCベンチャーキャピタル1号投資 事業有限責任組合(注)1	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	20,550	0.76
木原 成記(注)10	東京都町田市	5,957 (5,957)	0.22 (0.22)
高島 裕二(注)11	神奈川県川崎市高津区	5,957 (5,957)	0.22 (0.22)
石塚 康志(注)5	東京都江戸川区	1,700 (1,700)	0.06 (0.06)
計	—	2,708,692 (315,392)	100.00 (11.64)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10位)

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

4. 特別利害関係者等(当社の取締役)

5. 特別利害関係者等(当社の子会社の取締役)

6. 特別利害関係者等(当社の子会社の理事)

7. 特別利害関係者等(当社の監査役)

8. 特別利害関係者等(当社の子会社の監査役)

9. 特別利害関係者等(当社の子会社の監事)

10. 当社の従業員

11. 当社の子会社の従業員

12. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

13. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2019年11月11日

株式会社global bridge HOLDINGS

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 明夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社global bridge HOLDINGSの2017年1月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社global bridge HOLDINGS及び連結子会社の2017年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2019年11月11日

株式会社global bridge HOLDINGS

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 明夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社global bridge HOLDINGSの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社global bridge HOLDINGS及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2019年11月11日

株式会社global bridge HOLDINGS

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 明夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社global bridge HOLDINGSの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年1月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社global bridge HOLDINGS及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

2019年11月11日

株式会社global bridge HOLDINGS

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 明夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社global bridge HOLDINGSの2017年1月1日から2017年12月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社global bridge HOLDINGSの2017年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2019年11月11日

株式会社global bridge HOLDINGS

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 明夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 達哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社global bridge HOLDINGSの2018年1月1日から2018年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社global bridge HOLDINGSの2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

